

防災基本計画 新旧対照表

資料 3

第 1 編 総則

修正前	修正後（案）
<p>第 1 章 本計画の目的と構成</p> <p>（略）</p> <p>災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民それぞれの、防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成してゆけるものである。</p> <p>（略）</p>	<p>第 1 章 本計画の目的と構成</p> <p>（略）</p> <p>災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民それぞれの、防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成してゆけるものである。<u>特に、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する国民運動を展開しなければならない。</u></p> <p>（略）</p>
<p>第 2 章 防災の基本方針</p> <p>（略）</p> <p>周到かつ十分な災害予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い国づくり、まちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、国土保全事業及び市街地開発事業等による災害に強い国土とまちの形成、並びに構造物・施設、ライフライン機能の安全性の確保等 <p>（略）</p>	<p>第 2 章 防災の基本方針</p> <p>（略）</p> <p>周到かつ十分な災害予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い国づくり、まちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、国土保全事業及び市街地開発事業等による災害に強い国土とまちの形成、並びに<u>住宅、学校や病院等の公共施設等の</u>構造物・施設、ライフライン機能の安全性の確保等 <p>（略）</p>
<p>第 3 章 防災をめぐる社会構造の変化と対応</p> <p>近年の都市化、高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化により災害脆弱性の高まりがみられるが、国、公共機関及び地方公共団体は、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げようような変化については、十分な対応を図ることとする。</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。<u>このため、コミュニティ、自主防災組織等の強化とともに、多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等</u>を図る必要がある。 <p>（略）</p>	<p>第 3 章 防災をめぐる社会構造の変化と対応</p> <p>近年の都市化、高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化により災害脆弱性の高まりがみられるが、国、公共機関及び地方公共団体は、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げようような変化については、十分な対応を図ることとする。</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられるため、コミュニティ、自主防災組織等の強化が<u>必要である。さらに、障害者、高齢者等の災害時要援護者や女性の参画を含めた</u>多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。 <p>（略）</p>
<p>第 4 章 防災計画の効果的推進</p> <p>（略）</p>	<p>第 4 章 防災計画の効果的推進</p> <p>（略）</p>

第2編 震災対策編

修正前	修正後（案）
<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 地震に強い国づくり，まちづくり</p> <p>国及び地方公共団体は，地域の特性に配慮しつつ，地震に強い国づくり，まちづくりを行うものとする。なお，本基本計画によるほか，地震防災対策強化地域においては，地震防災基本計画に基づき，東南海・南海地震防災対策推進地域においては，東南海・南海地震防災対策推進基本計画に基づき地震防災に関する措置を実施するものとする。</p> <p>1 構造物・施設等の耐震性の確保についての基本的な考え方 （略）</p> <p>2 地震に強い国づくり （略）</p> <p>(1) 主要交通・通信機能強化 国，公共機関及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては，各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 首都の防災性の向上等 （略）</p> <p>(3) 地震に強い国土の形成 （略）</p>	<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 地震に強い国づくり，まちづくり</p> <p>国及び地方公共団体は，地域の特性に配慮しつつ，地震に強い国づくり，まちづくりを行うものとする。なお，本基本計画によるほか，地震防災対策強化地域においては，地震防災基本計画に基づき，東南海・南海地震防災対策推進地域においては，東南海・南海地震防災対策推進基本計画に基づき地震防災に関する措置を実施するものとする。</p> <p><u>大規模地震は，想定される被害が甚大かつ深刻であるため，発生までの間に，国，地方公共団体，関係機関，住民等が，様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。このため，大規模地震について，国は，被害想定をもとに人的被害，経済被害の軽減について達成時期を含めた具体的な被害軽減量を示す数値目標である減災目標，減災目標の達成に必要な各事項の達成すべき数値目標等を定める具体目標等から構成される地震防災戦略を策定し，その実施を図るものとする。また，その達成状況については，定期的にフォローアップを行うものとする。さらに，減災目標の達成のためには，地方公共団体の参画と連携が不可欠であり，関係地方公共団体は，地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定に努めるものとする。</u></p> <p><u>地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震についても，関係地方公共団体は，地域の特性を踏まえた被害想定を実施し，それに基づく減災目標を策定し，国の協力のもと，関係機関，住民等と一体となって，効果的かつ効率的な地震対策の推進に努めるものとする。</u></p> <p>1 構造物・施設等の耐震性の確保についての基本的な考え方 （略）</p> <p>2 地震に強い国づくり （略）</p> <p>(1) 主要交通・通信機能強化 国，公共機関及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾，<u>空港</u>等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては，各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 首都の防災性の向上等 （略）</p> <p>(3) 地震に強い国土の形成 （略）</p>

第2編 震災対策編

修正前	修正後（案）
<p>3 地震に強いまちづくり</p> <p>(1) 地震に強い都市構造の形成 国及び地方公共団体は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図るものとする。なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。 （略）</p> <p>(2) 建築物の安全化 国、地方公共団体及び施設管理者は、劇場等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。 （略）</p> <p>(3) ライフライン施設等の機能の確保 （略） ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、必要に応じ、大規模な地震が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。 （略）</p> <p>(4) 崖地、液状化対策 （略）</p> <p>(5) 危険物施設等の安全確保 （略）</p> <p>(6) 災害応急対策等への備え （略）</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え （略）</p> <p>1 情報の収集・連絡関係</p>	<p>3 地震に強いまちづくり</p> <p>(1) 地震に強い都市構造の形成 国及び地方公共団体は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、<u>空港</u>など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図るものとする。なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。 （略）</p> <p>(2) 建築物の安全化 国、地方公共団体及び施設管理者は、劇場・<u>駅</u>等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。<u>特に、国及び地方公共団体は、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。</u> （略）</p> <p>(3) ライフライン施設等の機能の確保 （略） ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、必要に応じ、大規模な地震が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。<u>特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。</u> （略）</p> <p>(4) 崖地、液状化対策 （略）</p> <p>(5) 危険物施設等の安全確保 （略）</p> <p>(6) 災害応急対策等への備え （略）</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え （略）</p> <p>1 情報の収集・連絡関係</p>

第2編 震災対策編

修正前	修正後（案）
<p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 （略） 国，地方公共団体は，衛星通信，パソコン通信，地域防災無線等の通信手段を整備する等により，民間企業，報道機関，住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。また，国及び地方公共団体は地震計等観測機器の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 情報の分析整理 （略）</p> <p>(3) 通信手段の確保 （略） 国，地方公共団体等の災害時の情報通信手段については，平常時よりその確保に努めるものとし，その運用・管理及び整備等に当たっては，次の点を十分考慮すること。 （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常災害時の通信の確保を図るため，平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに，非常通信の取扱い，機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。 ・内閣府は，<u>災害現地の情報が官邸（「内閣総理大臣官邸」をいう。以下同じ。）及び非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関に伝達されるよう中央防災無線網の整備・拡充等伝送路の確保に努めること。</u> <p>2 災害応急体制の整備関係</p> <p>(1) 職員の体制 （略）</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 （略） 消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等，消防相互応援体制の整備に努めるとともに，緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に</p>	<p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 （略） 国，地方公共団体は，衛星通信，パソコン通信，地域防災無線等の通信手段を整備する等により，民間企業，報道機関，住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。また，国及び地方公共団体は地震計等観測機器の整備に努めるとともに，<u>地域衛星通信ネットワークと市町村防災行政無線を接続すること等により，災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 情報の分析整理 （略）</p> <p>(3) 通信手段の確保 （略） 国，地方公共団体等の災害時の情報通信手段については，平常時よりその確保に努めるものとし，その運用・管理及び整備等に当たっては，次の点を十分考慮すること。 （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常災害時の通信の確保を図るため，平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに，非常通信の取扱い，機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。<u>また，非常用電源設備を整備するとともに，無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底，専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図ること。</u> ・内閣府は，<u>災害情報</u>が官邸（「内閣総理大臣官邸」をいう。以下同じ。）及び非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関に伝達されるよう中央防災無線網の整備・拡充等伝送路の確保に努めること。 <p>2 災害応急体制の整備関係</p> <p>(1) 職員の体制 （略）</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 （略） 消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等，消防相互応援体制の整備に努めるとともに，緊急消防援助隊を<u>充実強化するとともに，実践的な訓練等</u></p>

第2編 震災対策編

修正前	修正後（案）
<p>努めるものとする。 （略）</p> <p>(3) 都道府県等と自衛隊との連携体制 （略）</p> <p>(4) 防災中枢機能等の確保，充実 （略）</p> <p>3 救助・救急，医療及び消火活動関係 国，地方公共団体及び医療機関等は，発災時における救助・救急，医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ，通信手段の確保等を図るものとする。</p> <p>(1) 救助・救急活動関係 （略） 国〔防衛庁，海上保安庁〕においても，救助用資機材の整備を推進するものとする。 （略）</p> <p>(2) 医療活動関係 （略） 国は災害時の医療関係者の役割，トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）技術，災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研究や教育研修を推進するものとする。</p> <p>(3) 消火活動関係 （略）</p> <p>4 緊急輸送活動関係 （略） 道路管理者は，発災後の道路の障害物除去，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。 （略）</p>	<p><u>を通じて</u>，人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 （略）</p> <p>(3) 都道府県等と自衛隊との連携体制 （略）</p> <p>(4) 防災中枢機能等の確保，充実 （略）</p> <p>3 救助・救急，医療及び消火活動関係 国，地方公共団体及び医療機関等は，発災時における救助・救急，医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ，通信手段の確保等を図るものとする。 <u>国，地方公共団体及び医療機関は，災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために，広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。</u></p> <p>(1) 救助・救急活動関係 （略） 国〔防衛庁，海上保安庁〕においても，救助用資機材の整備を推進するものとする。 <u>消防庁及び地方公共団体は，大規模・特殊災害に対応するため，高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに，先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。</u> （略）</p> <p>(2) 医療活動関係 （略） 国は災害時の医療関係者の役割，トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）技術，災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研究や教育研修を推進するものとする。 <u>国は，災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（DMAT）に参加する，医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。</u></p> <p>(3) 消火活動関係 （略）</p> <p>4 緊急輸送活動関係 （略） 道路管理者は，発災後の道路の障害物除去，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。 <u>国及び港湾管理者は，発災後の港湾の障害物除去，応急復旧等に必要な人</u></p>

第2編 震災対策編

修正前	修正後（案）
<p>5 避難収容活動関係</p> <p>(1) 避難誘導 （略） 地方公共団体は、高齢者、障害者<u>その他のいわゆる</u>災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 避難場所 （略） 地方公共団体は、避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。さらに、地方公共団体は、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。 （略）</p> <p>(3) 応急仮設住宅 （略） 国及び地方公共団体は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。</p> <p>6 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動関係 （略）</p> <p>7 施設，設備の応急復旧活動関係 国及び地方公共団体，公共機関は，それぞれの所管する施設，設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため，あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。 （略）</p> <p>8 被災者等への的確な情報伝達活動関係 地方公共団体は，被災者等への情報伝達手段として，特に市町村防災行政</p>	<p><u>員，資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。</u> （略）</p> <p>5 避難収容活動関係</p> <p>(1) 避難誘導 （略） 地方公共団体は、高齢者、障害者<u>等</u>の災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 避難場所 （略） 地方公共団体は、避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等<u>のほか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した</u>避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。さらに、地方公共団体は、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。 （略）</p> <p>(3) 応急仮設住宅<u>等</u> （略） 国及び地方公共団体は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。 <u>地方公共団体は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。</u></p> <p>6 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動関係 （略）</p> <p>7 施設，設備の応急復旧活動関係 国及び地方公共団体，公共機関は，それぞれの所管する施設，設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため，あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。<u>特に，人命に関わる重要施設に対しては，早期に復旧できるような体制等を強化するものとする。</u> （略）</p> <p>8 被災者等への的確な情報伝達活動関係 地方公共団体は，被災者等への情報伝達手段として，特に市町村防災行政</p>

第2編 震災対策編

修正前	修正後（案）
<p>無線等の無線系の整備を図るとともに、有線系も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>9 二次災害の防止活動関係 国及び地方公共団体は、余震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、建築物の危険度、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録など活用のための施策等を推進するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>10 海外からの支援の受入れ活動関係 （略）</p> <p>11 防災関係機関の防災訓練の実施 (1) 国における防災訓練の実施 （略）</p> <p>(2) 地方における防災訓練の実施 地方公共団体及び公共機関等は、自衛隊、海上保安庁等国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を実施するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 実践的な訓練の実施と事後評価 （略）</p> <p>12 災害復旧・復興への備え （略）</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進 1 防災思想の普及、徹底 （略）</p> <p>2 防災知識の普及、訓練 (1) 防災知識の普及</p>	<p>無線等の無線系（<u>戸別受信機を含む。</u>）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。<u>また、国、地方公共団体等は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、国民に対する普及啓発に努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>9 二次災害の防止活動関係 国及び地方公共団体は、余震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、建築物、<u>宅地及び</u>土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録など活用のための施策等を推進するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>10 海外からの支援の受入れ活動関係 （略）</p> <p>11 防災関係機関の防災訓練の実施 (1) 国における防災訓練の実施 （略）</p> <p>(2) 地方における防災訓練の実施 地方公共団体及び公共機関等は、自衛隊、海上保安庁等国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び<u>災害時要援護者を含めた</u>地域住民等とも連携した訓練を実施するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 実践的な訓練の実施と事後評価 （略）</p> <p>12 災害復旧・復興への備え （略）</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進 1 防災思想の普及、徹底 （略）</p> <p>2 防災知識の普及、訓練 (1) 防災知識の普及</p>

第2編 震災対策編

修正前	修正後（案）
<p>(略)</p> <p>国及び地方公共団体は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報、東海地震関連情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災関連設備等の普及</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災訓練の実施，指導</p> <p>(略)</p> <p>(4) 防災知識の普及，訓練における災害時要援護者への配慮 防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児等災害時要援護者に十分配慮し，地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(1) 消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化</p> <p>(略)</p> <p>地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図るものとする。このため，組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどにより，これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>企業は，災害時の企業の果たす役割（従業員，顧客の安全，経済活動の維持，地域住民への貢献）を十分に認識し，各企業において災害時行動マニュアルの作成，防災体制の整備，防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>国及び地方公共団体は，地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう，地震情報，<u>東海地震に関する情報</u>等の解説に努め，報道機関等の協力を得て，国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>教育機関においては，防災に関する教育の充実に努めるものとする。<u>また，国及び地方公共団体は，地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災関連設備等の普及</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災訓練の実施，指導</p> <p>(略)</p> <p>(4) 防災知識の普及，訓練における災害時要援護者等への配慮 防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，<u>妊産婦</u>等災害時要援護者に十分配慮し，地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，<u>被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める</u>ものとする。</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(1) 消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化</p> <p>(略)</p> <p>地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図るものとする。このため，組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどにより，これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものとする。<u>その際，女性の参画の促進に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>企業は，災害時の企業の果たす役割（<u>生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生</u>）を十分に認識し，各企業において<u>災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに</u>，防災体制の整備，防災訓練，<u>事業所の耐震化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し</u>等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p>

第2編 震災対策編

修正前	修正後（案）
<p>このため、国及び地方公共団体は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、<u>企業防災マニュアルの作成等の促進策の検討、実施</u>を図るものとする。また、地方公共団体は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <p>第4節 地震災害及び地震防災に関する研究及び観測等の推進 （略） 国は東南海・南海地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めるものとする。 （略）</p>	<p>このため、国及び地方公共団体は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、<u>企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進</u>を図るものとする。また、地方公共団体は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <p>第4節 地震災害及び地震防災に関する研究及び観測等の推進 （略） 国は東南海・南海地震及び<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震</u>に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めるものとする。 （略）</p>
<p>第2章 災害応急対策 （略） 東海地震についての異常データ観測時から発災後災害応急対策を終えるまでの具体的な広域応急対策活動については、「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月16日中央防災会議決定）に定めるところによる。 （略）</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 （略）</p> <p>第2節 活動体制の確立 （略）</p> <p>第3節 救助・救急、医療及び消火活動 （略）</p> <p>1 救助・救急活動 （略）</p> <p>2 医療活動 (1) 被災地域内の医療機関による医療活動 （略） 現地対策本部は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、<u>救護班派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。</u></p>	<p>第2章 災害応急対策 （略） 東海地震についての異常データ観測時から発災後災害応急対策を終えるまでの具体的な広域応急対策活動については、「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月16日中央防災会議決定）<u>及びこれに基づく具体的な活動内容に係る計画（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ）</u>に定めるところによる。 （略）</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 （略）</p> <p>第2節 活動体制の確立 （略）</p> <p>第3節 救助・救急、医療及び消火活動 （略）</p> <p>1 救助・救急活動 （略）</p> <p>2 医療活動 (1) 被災地域内の医療機関による医療活動 （略） 現地対策本部は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、<u>救護班派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。</u> <u>国、地方公共団体及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等</u></p>

第2編 震災対策編

修正前	修正後（案）
<p>(2) 被災地域外からの救護班の派遣 （略） 国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社及び被災地域外の地方公共団体は，医師を確保し救護班を編成するとともに，必要に応じて，公的医療機関・民間医療機関からの救護班の派遣を要請するものとする。 （略）</p> <p>(3) 被災地域外での医療活動 （略） 広域後方医療施設への傷病者の搬送について，緊急輸送関係省庁は，必要に応じ，又は広域後方医療関係機関若しくは地方公共団体からの要請に基づき，<u>輸送</u>手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>3 消火活動 （略）</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 （略）</p> <p>1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 （略）</p> <p>2 交通の確保 （略）</p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等 （略）</p> <p>(2) 道路交通規制等 （略）</p> <p>(3) 道路の応急復旧等 国土交通省は，管理する国道について早急に被害状況を把握し，障害物の除去，応急復旧等を行うとともに，被災地方公共団体等他の道路管理者に対して，被害状況に関する報告を求め，応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合，緊急輸送<u>ルート</u>の確保を最優先に応急復旧等を実施すること。 （略）</p> <p>(4) 航路の障害物除去等 国土交通省は，開発保全航路について，沈船，漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には，非常本部等に報告するとともに，障害物除</p>	<p><u>を行うものとする。</u></p> <p>(2) 被災地域外からの救護班の派遣 （略） 国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社及び被災地域外の地方公共団体は，医師を確保し救護班・<u>災害派遣医療チーム（DMAT）</u>を編成するとともに，必要に応じて，公的医療機関・民間医療機関からの救護班・<u>災害派遣医療チーム（DMAT）</u>の派遣を要請するものとする。 （略）</p> <p>(3) 被災地域外での医療活動 （略） 広域後方医療施設への傷病者の搬送について，緊急輸送関係省庁は，必要に応じ，又は広域後方医療関係機関若しくは地方公共団体からの要請に基づき，<u>搬送</u>手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>3 消火活動 （略）</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 （略）</p> <p>1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 （略）</p> <p>2 交通の確保 （略）</p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等 （略）</p> <p>(2) 道路交通規制等 （略）</p> <p>(3) 道路の応急復旧等 国土交通省は，管理する国道について早急に被害状況を把握し，障害物の除去，応急復旧等を行うとともに，被災地方公共団体等他の道路管理者に対して，被害状況に関する報告を求め，応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合，緊急輸送<u>道路</u>の確保を最優先に応急復旧<u>や代替路の設定</u>等を実施すること。 （略）</p> <p>(4) 航路の障害物除去等 国土交通省は，開発保全航路等について，<u>早急に被害状況を把握し</u>，沈船，漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には，非常本部等に報</p>

第2編 震災対策編

修正前	修正後（案）
<p>去等に努めるものとする。 （略）</p> <p>(5) 港湾及び漁港の応急復旧等 （略）</p> <p>(6) 海上交通の整理等 （略）</p> <p>(7) 飛行場等の応急復旧等 （略）</p> <p>(8) 航空管制等 （略）</p> <p>(9) 鉄道交通の確保 （略）</p> <p>(10) 広域輸送拠点の確保 （略）</p> <p>3 緊急輸送 （略）</p> <p>4 燃料の確保 （略）</p> <p>第5節 避難収容活動 （略）</p> <p>1 避難誘導の実施 （略）</p> <p>2 避難場所</p> <p>(1) 避難場所の開設 地方公共団体は、発災時に必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難場所として開設する。</p> <p>(2) 避難場所の運営管理 （略） 地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なも</p>	<p>告するとともに、障害物除去、<u>避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うものとする。</u> （略）</p> <p>(5) 港湾及び漁港の応急復旧等 （略）</p> <p>(6) 海上交通の整理等 （略）</p> <p>(7) 飛行場等の応急復旧等 （略）</p> <p>(8) 航空管制等 （略）</p> <p>(9) 鉄道交通の確保 （略）</p> <p>(10) 広域輸送拠点の確保 （略）</p> <p>3 緊急輸送 （略）</p> <p>4 燃料の確保 （略）</p> <p>第5節 避難収容活動 （略）</p> <p>1 避難誘導の実施 （略）</p> <p>2 避難場所</p> <p>(1) 避難場所の開設 地方公共団体は、発災時に必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難場所として開設する。<u>さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 避難場所の運営管理 （略） 地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なも</p>

第2編 震災対策編

修正前	修正後（案）
<p>のとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮するものとする。</p> <p>なお、地方公共団体は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>3 応急仮設住宅等 （略）</p> <p>4 災害時要援護者への配慮 避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害者等災害時要援護者に十分配慮すること。特に高齢者、障害者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p>第6節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動 （略）</p> <p>第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動 （略）</p> <p>1 保健衛生 （略）</p> <p>特に、高齢者、障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>地方公共団体は、保健婦等による巡回健康相談等を実施するものとする。厚生労働省は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、保健婦等の派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 防疫活動 （略）</p> <p>3 遺体の処理等 （略）</p> <p>第8節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動 （略）</p> <p>第9節 施設、設備の応急復旧活動</p>	<p>のとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、<u>男女のニーズの違い等男女双方の視点</u>等に配慮するものとする。</p> <p>なお、地方公共団体は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、<u>公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん</u>等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>3 応急仮設住宅等 （略）</p> <p>4 災害時要援護者への配慮 避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害者、<u>乳幼児、妊産婦</u>等災害時要援護者に十分配慮すること。特に避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p>第6節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動 （略）</p> <p>第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動 （略）</p> <p>1 保健衛生 （略）</p> <p>特に、高齢者、障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、<u>介護職員等</u>の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>地方公共団体は、<u>保健師</u>等による巡回健康相談等を実施するものとする。厚生労働省は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、<u>保健師</u>等の派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 防疫活動 （略）</p> <p>3 遺体の処理等 （略）</p> <p>第8節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動 （略）</p> <p>第9節 施設、設備等の応急復旧活動</p>

第2編 震災対策編

修正前	修正後（案）
<p>(略)</p> <p>(1) 施設，設備の応急復旧活動 (略)</p> <p>(2) ライフライン施設に関する非常災害対策本部等の関与 (略)</p> <p>第10節 被災者等への的確な情報伝達活動 (略)</p> <p>第11節 二次災害の防止活動 (略)</p> <p>1 水害・土砂災害対策 (略)</p> <p>2 建築物，構造物の倒壊 国土交通省及び地方公共団体は，余震による建築物等の倒壊に関して，建築技術者等を活用して，被災建築物等に対する応急危険度判定を速やかに行い，応急措置を行うとともに，災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。</p> <p>3 高潮，波浪等の対策 (略)</p> <p>4 爆発等及び有害物質による二次災害対策 (略)</p> <p>第12節 自発的支援の受入れ (略)</p> <p>1 ボランティアの受入れ (略)</p> <p>2 国民等からの義援物資，義援金の受入れ (1) 義援物資の受入れ 被災地方公共団体は，関係機関等の協力を得ながら，国民，企業等からの義援物資について，受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し，その内容のリスト及び送り先を非常本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また，現地の需給状況を勘案し，同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の地方公共団体</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 施設，設備の応急復旧活動 (略)</p> <p>(2) ライフライン施設に関する非常災害対策本部等の関与 (略)</p> <p><u>(3) 住宅の応急復旧活動</u> <u>地方公共団体は，必要に応じて，住宅事業者の団体と連携して，被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。</u></p> <p>第10節 被災者等への的確な情報伝達活動 (略)</p> <p>第11節 二次災害の防止活動 (略)</p> <p>1 水害・土砂災害対策 (略)</p> <p>2 建築物，構造物の倒壊 国土交通省及び地方公共団体は，余震による建築物等の倒壊に関して，建築技術者等を活用して，被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い，応急措置を行うとともに，災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。</p> <p>3 高潮，波浪等の対策 (略)</p> <p>4 爆発等及び有害物質による二次災害対策 (略)</p> <p>第12節 自発的支援の受入れ (略)</p> <p>1 ボランティアの受入れ (略)</p> <p>2 国民等からの義援物資，義援金の受入れ (1) 義援物資の受入れ 被災地方公共団体は，関係機関等の協力を得ながら，国民，企業等からの義援物資について，受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し，その内容のリスト及び送り先を非常本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また，現地の需給状況を勘案し，同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の地方公共団体</p>

第2編 震災対策編

修正前	修正後（案）
<p>は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。</p> <p>(2) 義援金の受入れ （略）</p> <p>3 海外からの支援の受入れ （略）</p>	<p>は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。<u>国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 義援金の受入れ （略）</p> <p>3 海外からの支援の受入れ （略）</p>
<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>（略）</p> <p>第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定 （略）</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方 （略）</p> <p>第3節 計画的復興の進め方</p> <p>1 復興計画の作成 （略）</p> <p>2 防災まちづくり （略）</p> <p>地方公共団体は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努めるものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第4節 被災者等の生活再建等の支援</p>	<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>（略）</p> <p>第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定 （略）</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方 （略）</p> <p>第3節 計画的復興の進め方</p> <p>1 復興計画の作成 （略）</p> <p>2 防災まちづくり （略）</p> <p>地方公共団体は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、<u>空港</u>など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努めるものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第4節 被災者等の生活再建等の支援</p>

第2編 震災対策編

修正前	修正後（案）
<p>(略)</p> <p>第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援</p> <p>(略)</p>
<p>第4章 津波対策</p> <p>第1節 災害予防</p> <p>1 災害に強い国づくり，まちづくり</p> <p>(略)</p> <p>国及び地方公共団体は，津波による危険が予想される地域について，津波に対する避難場所，避難路の整備を図るものとする。</p> <p>国及び地方公共団体は，津波防災性の高い交通基盤施設の整備やヘリポート整備等により地域の孤立防止対策等津波に強い地域づくりの推進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 津波予報の迅速な発表と伝達のための備え</p> <p>気象庁は，迅速な津波予報の実施のため，地震及び津波観測，解析，通信等の体制及び施設，設備の充実を図るとともに，緊急地震速報の提供に向けた体制及び施設，設備の整備に努める。また，国及び地方公共団体は，迅速な津波予報の伝達のため，伝達体制及び通信施設，設備の充実を図るものとする。</p> <p>3 国民に対する啓蒙</p> <p>特に津波については，個人の避難行動が重要であることから，国及び地方公共団体は，津波の危険や避難方法を住民及び船舶等に対し広く啓蒙するものとする。</p> <p>地方公共団体は，避難に適切な場所，避難路を指定するとともに，案内板等を設置するなど日頃から周知しておくものとする。さらに，高齢者，障害者を適切に避難誘導するため，地域住民，自主防災組織等の協力を得ながら，平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>地方公共団体は，津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し，浸水予測地図等を作成するとともに，住民等に対し周知を図るものと</p>	<p>第4章 津波対策</p> <p>第1節 災害予防</p> <p>1 災害に強い国づくり，まちづくり</p> <p>(略)</p> <p>国及び地方公共団体は，津波による危険が予想される地域について，津波に対する避難場所，避難路の整備を図るものとする。<u>特に，周囲に高台等がない地域では，堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の整備・指定を進める必要がある。</u></p> <p>国及び地方公共団体は，津波防災性の高い交通基盤施設やヘリポート，<u>防災拠点及び情報基盤</u>の整備等により地域の孤立防止対策等津波に強い地域づくりの推進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 津波予報の迅速な発表と伝達のための備え</p> <p>気象庁は，迅速な津波予報の実施のため，地震及び津波観測，解析，通信等の体制及び施設，設備の充実を図るとともに，緊急地震速報の提供に向けた体制及び施設，設備の整備に努める。また，国及び地方公共団体は，迅速な津波予報の伝達のため，伝達体制及び通信施設，設備の充実を図るものとする。</p> <p><u>国及び地方公共団体は，沖合を含む，より多くの地点における津波即時観測データを充実し，関係機関等で共有するとともに公表するものとする。</u></p> <p>3 国民に対する啓蒙</p> <p>特に津波については，個人の避難行動が重要であることから，国及び地方公共団体は，津波の危険や<u>津波警報・避難指示等の意味合い</u>，避難方法を住民及び船舶等に対し広く啓蒙するものとする。</p> <p>地方公共団体は，避難に適切な場所，避難路を指定するとともに，<u>統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板</u>等を設置するなど日頃から周知しておくものとする。さらに，高齢者，障害者等の<u>災害時要援護者</u>を適切に避難誘導するため，地域住民，自主防災組織等の協力を得ながら，平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>地方公共団体は，津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し，浸水予測地図等を作成するとともに，<u>当該浸水予測図に基づいて避難</u></p>

第2編 震災対策編

修正前	修正後（案）
<p>する。また，国〔<u>気象庁等</u>〕は，津波の危険性のある区域の<u>想定のための手法の提示を図るものとする。</u></p> <p>第2節 災害応急対策 1 災害発生直前の対策 （略） 地方公共団体は，<u>津波予報が実施された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合</u>，速やかに的確な避難勧告・指示を行い，安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。その際，対象者に漏れなく，災害時要援護者にも配慮したわかりやすい伝達を心がけるものとする。 （略）</p>	<p><u>地，避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い</u>，住民等に対し周知を図るものとする。また，国〔<u>内閣府等</u>〕は，津波の危険性のある区域において，<u>浸水予測図や，津波避難計画の作成支援，津波ハザードマップ作成マニュアル等の普及促進により，津波ハザードマップの作成支援を行うものとする。</u></p> <p><u>国，地方公共団体は，防災週間等を通じ，積極的に津波防災訓練を実施するものとする。</u></p> <p>第2節 災害応急対策 1 災害発生直前の対策 （略） 地方公共団体は，<u>強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報を覚知した場合直ちに避難指示を行うなど</u>，速やかに的確な避難勧告・指示を行い，安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。その際，対象者に漏れなく，災害時要援護者にも配慮したわかりやすい伝達を心がけるものとする。 （略）</p>

第3編 風水害対策編

修正前	修正後（案）
<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 風水害に強い国づくり，まちづくり （略）</p> <p>1 風水害に強い国づくり （略）</p> <p>国及び地方公共団体は，治山，治水，<u>海岸保全施設</u>，急傾斜地崩壊対策，農地防災等の事業による風水害対策を実施する場合は，環境や景観へも配慮するものとする。</p> <p>(1) 主要交通・通信機能強化 国，公共機関及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては，ネットワークの充実を含む風水害に対する安全性の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 首都の防災性の向上 （略）</p> <p>(3) 風水害に強い国土の形成 国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，風水害に強い国土の形成を図るため，下記の事項に配慮しつつ，治山，治水，<u>海岸保全施設</u>，急傾斜地崩壊対策，農地防災等の事業を総合的，計画的に推進するものとする。 （略）</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1) 風水害に強いまちの形成 （略）</p> <p>国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより，風水害に強いまちを形成するものとする。 （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省及び都道府県は，水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川において，河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し，指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに，関係市町村の長に通知するものとする。 市町村は浸水想定区域の指定のあったときは，市町村地域防災計画において，少なくとも当該浸水想定区域ごとに，洪水予報の伝達方式，避難場所 	<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 風水害に強い国づくり，まちづくり （略）</p> <p>1 風水害に強い国づくり （略）</p> <p>国及び地方公共団体は，治山，治水，<u>海岸保全</u>，急傾斜地崩壊対策，農地防災等の事業による風水害対策を実施する。<u>その</u>場合は，環境や景観へも配慮するものとする。</p> <p>(1) 主要交通・通信機能強化 国，公共機関及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾，<u>空港</u>等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては，ネットワークの充実を含む風水害に対する安全性の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 首都の防災性の向上 （略）</p> <p>(3) 風水害に強い国土の形成 国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，風水害に強い国土の形成を図るため，下記の事項に配慮しつつ，治山，治水，<u>海岸保全</u>，急傾斜地崩壊対策，農地防災等の事業を総合的，計画的に推進するものとする。 （略）</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1) 風水害に強いまちの形成 （略）</p> <p>国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより，風水害に強いまちを形成するものとする。 （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省及び都道府県は，水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川 <u>又は特別警戒水位を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川</u>において，河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し，指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに，関係市町村の長に通知するものとする。 市町村は浸水想定区域の指定のあったときは，市町村地域防災計画において，少なくとも当該浸水想定区域ごとに，洪水予報等の伝達 <u>方法</u>，避難場

第3編 風水害対策編

修正前	修正後（案）
<p>その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村は浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下にもつけられた施設があるときには、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報の伝達方法を定めるものとする。 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項について住民に周知させるように努めることとする。 （略） 都道府県知事は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定し、当該区域の指定を受けた関係市町村は警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。 （略） 農林水産省及び地方公共団体は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等 	<p>所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村は、<u>市町村地域防災計画において、浸水想定区域内の地下街等及び主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</u> 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、<u>並びに浸水想定区域内の地下街等及び主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</u> （略） 都道府県知事は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定し、当該区域の指定を受けた関係市町村は、<u>市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。</u> 市町村は、<u>市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。</u> 土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、<u>市町村地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</u> （略） 農林水産省及び地方公共団体は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等

第3編 風水害対策編

修正前	修正後（案）
<p>において、<u>山地治山，防災林造成，地すべり防止施設の整備等を行う。</u> （略）</p> <p>(2) 風水害に対する建築物の安全性の確保 （略）</p> <p>(3) ライフライン施設等の機能の確保 （略）</p> <p>(4) 災害応急対策等への備え （略）</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え 風水害が発生し，又は発生するおそれがある場合には迅速かつ円滑に災害 応急対策，災害復旧・復興を実施する必要があるが，そのための備えとし て，以下に掲げる事項を平常時より怠りなく行う必要がある。</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(1) 警報等の伝達 （略）</p> <p>(2) 住民の避難誘導體制 地方公共団体は，避難指示，避難勧告等について，河川管理者及び水防管 理者等の協力を得つつ，<u>避難指示又は避難勧告を行う基準を設定するよう 努め</u>，また，避難場所，避難路をあらかじめ指定し，日頃から住民への周 知徹底に努めるものとする。また，水防団等と協議し，発災時の避難誘導 に係る計画を作成し，訓練を行うものとする。 （略）</p> <p>地方公共団体は，高齢者，障害者<u>その他のいわゆる災害時要援護者</u>を速や かに避難誘導するため，地域住民，自主防災組織等の協力を得ながら，平 常時より<u>これらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。</u> （略）</p>	<p>における<u>山地治山，防災林造成，地すべり防止施設の整備を行うとともに， 山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。</u> （略）</p> <p>(2) 風水害に対する建築物の安全性の確保 （略）</p> <p>(3) ライフライン施設等の機能の確保 （略）</p> <p>(4) 災害応急対策等への備え （略）</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え 風水害が発生し，又は発生するおそれがある場合には迅速かつ円滑に災害 応急対策，災害復旧・復興を実施する必要があるが，そのための備えとし て，以下に掲げる事項を平常時より怠りなく行う必要がある。<u>特に，市町 村は，住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに，高齢化の進展等を 踏まえ高齢者等の災害時要援護者の避難支援対策を充実・強化する必要が ある。このため，避難勧告及び避難指示のほか，一般住民に対して避難準 備を呼びかけるとともに，災害時要援護者等，特に避難行動に時間を要す 者に対して，その避難行動支援対策と対応しつつ，早めの段階で避難行 動を開始することを求める避難準備（災害時要援護者避難）情報（以下， 「避難準備情報」という。）を伝達する必要がある。</u></p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(1) 警報等の伝達 （略）</p> <p>(2) 住民の避難誘導體制 地方公共団体は，避難指示，避難勧告，<u>避難準備情報</u>等について，河川管 理者及び水防管理者等の協力を得つつ，<u>洪水，土砂災害等の災害事象の特 性，収集できる情報を踏まえ，避難すべき区域や判断基準，伝達方法を明 確にしたマニュアルを作成し</u>，また，避難場所，避難路をあらかじめ指定 し，日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。また，水防団等と協 議し，発災時の避難誘導に係る計画を作成し，訓練を行うものとする。 （略）</p> <p>地方公共団体は，高齢者，障害者<u>等</u>の災害時要援護者を速やかに避難誘導 するため，地域住民，自主防災組織，<u>関係団体，福祉事業者</u>等の協力を得 ながら，平常時より，<u>情報伝達体制の整備，災害時要援護者に関する情報 の把握・共有，避難支援計画の策定等</u>の避難誘導體制の整備に努めるもの</p>

第3編 風水害対策編

修正前	修正後（案）
<p>(3) 災害未然防止活動 (略)</p> <p>2 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 気象庁は、台風、前線の活動等の動向を観測するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。また、台風等による高潮の常時監視・観測を行う体制及び施設、設備の充実を図るものとする。 (略) 国〔内閣府、国土交通省、気象庁、海上保安庁、消防庁〕、公共機関及び地方公共団体は、雨量、出水の程度等の気象、海象、水位等の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。 (略) 国〔気象庁、国土交通省〕及び地方公共団体は、関係機関の協力を得て、雨量、水位等風水害に関する情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図るものとする。 (略)</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 通信手段の確保 (略) 国、地方公共団体等の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点を十分考慮すること。 (略) ・内閣府は、災害現地の情報が官邸（「内閣総理大臣官邸」をいう。以下同じ。）及び非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関に伝達されるよう中央防災無線網の整備・拡充等伝送路の確保に努めること。</p> <p>3 災害応急体制の整備関係</p>	<p>とする。 (略)</p> <p>(3) 災害未然防止活動 (略)</p> <p>2 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 気象庁は、台風、前線の活動、<u>集中豪雨</u>等の動向を観測するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。また、台風等による高潮の常時監視・観測を行う体制及び施設、設備の充実を図るものとする。 (略) 国〔内閣府、国土交通省、<u>農林水産省</u>、気象庁、海上保安庁、消防庁〕、公共機関及び地方公共団体は、雨量、出水の程度等の気象、海象、水位等の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。 (略) 国〔気象庁、国土交通省〕及び地方公共団体は、関係機関の協力を得て、雨量、水位等風水害に関する情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図るものとする。<u>また、地方公共団体は、高齢者、障害者等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図るものとする。</u> (略)</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 通信手段の確保 (略) 国、地方公共団体等の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点を十分考慮すること。 (略) ・内閣府は、<u>災害情報</u>が官邸（「内閣総理大臣官邸」をいう。以下同じ。）及び非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関に伝達されるよう中央防災無線網の整備・拡充等伝送路の確保に努めること。</p> <p>3 災害応急体制の整備関係</p>

第3編 風水害対策編

修正前	修正後（案）
<p>(1) 職員の体制 （略）</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 （略） 消防庁及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 （略） 国及び地方公共団体等は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるものとする。</p> <p>(3) 都道府県等と自衛隊との連携体制 （略）</p> <p>(4) 防災中枢機能等の確保，充実 （略）</p> <p>4 災害の拡大防止と二次災害の防止活動関係 （略）</p> <p>5 救助・救急及び医療活動関係 国，地方公共団体及び医療関係機関等は，発災時における救助・救急及び医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ，通信手段の確保等を図るものとする。</p> <p>(1) 救助・救急活動関係 （略） 国〔防衛庁，海上保安庁〕においても，救助用資機材の整備を推進するものとする。</p>	<p>(1) 職員の体制 （略）</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 （略） 消防庁及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、<u>実践的な訓練等を通じて</u>、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 （略） 国及び地方公共団体等は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるものとする。 <u>地方公共団体は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して、高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難支援の体制を整備し、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。</u></p> <p>(3) 都道府県等と自衛隊との連携体制 （略）</p> <p>(4) 防災中枢機能等の確保，充実 （略）</p> <p>4 災害の拡大防止と二次災害の防止活動関係 （略）</p> <p>5 救助・救急及び医療活動関係 国，地方公共団体及び医療関係機関等は，発災時における救助・救急及び医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ，通信手段の確保等を図るものとする。 <u>国，地方公共団体及び医療機関は，災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために，広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。</u></p> <p>(1) 救助・救急活動関係 （略） 国〔防衛庁，海上保安庁〕においても，救助用資機材の整備を推進するものとする。</p>

第3編 風水害対策編

修正前	修正後（案）
<p>(略)</p> <p>(2) 医療活動関係 (略) 国は災害時の医療関係者の役割，トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）技術，災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研究や教育研修を推進するものとする。</p> <p>6 緊急輸送活動関係 (略) 道路管理者は，発災後の道路の障害物除去，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。 (略)</p> <p>7 避難収容活動関係 (1) 避難場所 (略) 地方公共団体は，避難場所における貯水槽，井戸，仮設トイレ，マット，通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。さらに，地方公共団体は，テレビ，ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。 (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅 (略) 国及び地方公共団体は，応急仮設住宅の用地に関し，洪水，高潮，土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど，あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。</p>	<p><u>消防庁及び地方公共団体は，大規模・特殊災害に対応するため，高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに，先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 医療活動関係 (略) 国は災害時の医療関係者の役割，トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）技術，災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研究や教育研修を推進するものとする。 <u>国は，災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（DMAT）に参加する，医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。</u></p> <p>6 緊急輸送活動関係 (略) 道路管理者は，発災後の道路の障害物除去，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。 <u>国及び港湾管理者は，発災後の港湾の障害物除去，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>7 避難収容活動関係 (1) 避難場所 (略) 地方公共団体は，避難場所における貯水槽，井戸，仮設トイレ，マット，通信機器等のほか，<u>高齢者，障害者，乳幼児，妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した</u>避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。さらに，地方公共団体は，テレビ，ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。 (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅<u>等</u> (略) 国及び地方公共団体は，応急仮設住宅の用地に関し，洪水，高潮，土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど，あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。 <u>地方公共団体は，災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め，災害時に迅速にあっせんできるように，あらかじめ</u></p>

第3編 風水害対策編

修正前	修正後（案）
<p>8 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動関係 （略）</p> <p>9 施設，設備の応急復旧活動関係 （略）</p> <p>10 被災者等への的確な情報伝達活動関係 地方公共団体は，被災者等への情報伝達手段として，特に市町村防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに，有線系も含め，災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。 （略）</p> <p>国土交通省及び地方公共団体は，関係機関の協力を得て，雨量，水位，水質，潮位等の河川情報及び，土砂災害，高潮に関する情報等の収集，処理，加工，伝達を迅速かつ的確に行う情報伝達システムの高度化を図るとともに，リアルタイムで整理，提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努めるものとする。また，これらの情報の地下街等の管理者及び地下街等の利用者への伝達体制を確保するとともに，高齢者等の災害時要援護者に対しても十分に伝達することができるよう報道機関の協力，市町村及び住民等への情報提供を推進し，提供地域の拡大に努めるものとする。 （略）</p> <p>11 海外からの支援の受入れ活動関係 （略）</p> <p>12 防災関連機関の防災訓練の実施 (1) 国における防災訓練の実施 （略） (2) 地方における防災訓練の実施 地方公共団体及び公共機関等は，自衛隊，海上保安庁等国の機関とも協力し，また，自主防災組織，非常通信協議会，民間企業，ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を実施するものとする。 （略） (3) 実践的な訓練の実施と事後評価 （略）</p>	<p><u>め体制を整備するものとする。</u></p> <p>8 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動関係 （略）</p> <p>9 施設，設備の応急復旧活動関係 （略）</p> <p>10 被災者等への的確な情報伝達活動関係 地方公共団体は，被災者等への情報伝達手段として，特に市町村防災行政無線等の無線系（<u>戸別受信機を含む。</u>）の整備を図るとともに，有線系<u>や携帯電話</u>も含め，災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。 （略）</p> <p>国土交通省及び地方公共団体は，関係機関の協力を得て，雨量，水位，水質，潮位等の河川情報及び，土砂災害，高潮に関する情報等の収集，処理，加工，伝達を迅速かつ的確に行う情報伝達システムの高度化を図るとともに，リアルタイムで整理，提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努めるものとする。また，これらの情報の地下街等の管理者及び地下街等の利用者への伝達体制を確保するとともに，高齢者等の災害時要援護者に対しても十分に伝達することができるよう報道機関の協力，市町村及び住民等への情報提供を推進し，提供地域の拡大に努めるものとする。 <u>農林水産省は，ため池決壊等の農地災害予測及び情報連絡システム整備を推進するものとする。</u> （略）</p> <p>11 海外からの支援の受入れ活動関係 （略）</p> <p>12 防災関連機関の防災訓練の実施 (1) 国における防災訓練の実施 （略） (2) 地方における防災訓練の実施 地方公共団体及び公共機関等は，自衛隊，海上保安庁等国の機関とも協力し，また，<u>水防協力団体</u>，自主防災組織，非常通信協議会，民間企業，ボランティア団体及び<u>災害時要援護者を含めた</u>地域住民等とも連携した訓練を実施するものとする。 （略） (3) 実践的な訓練の実施と事後評価 （略）</p>

第3編 風水害対策編

修正前	修正後（案）
<p>1 3 災害復旧・復興への備え （略）</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進</p> <p>1 防災思想の普及，徹底 （略）</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及 （略）</p> <p>地方公共団体は，国，関係公共機関等の協力を得つつ，風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い，地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。 （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害危険箇所等の土砂災害に関する総合的な資料を図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ，防災マップ，風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し，住民等に配布するものとする。 （略） <p>地下街等の管理者は，利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者，連絡体制，避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成し，従業員などへの防災教育，訓練を行うよう努めるものとする。 （略）</p> <p><u>また，教育機関においては，防災に関する教育の充実に努めるものとする。</u> （略）</p> <p>国及び地方公共団体は，防災週間，水防月間，土砂災害防止月間等を通じ，各種講習会，イベント等を開催し，水防，土砂災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。 （略）</p>	<p>1 3 災害復旧・復興への備え （略）</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進</p> <p>1 防災思想の普及，徹底 （略）</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及 （略）</p> <p>地方公共団体は，国，関係公共機関等の協力を得つつ，風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い，地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。 （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害危険箇所等の土砂災害に関する総合的な資料を図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ，防災マップ，風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し，住民等に配布するものとする。 ・<u>山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル，パンフレット等を作成し，住民等に配布する。</u> （略） <p>地下街等の管理者は，利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者，連絡体制，避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成し，従業員などへの防災教育，訓練を行うよう努めるものとする。<u>特に，市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は，単独で又は共同して，防災体制に関する事項，避難誘導に関する事項，避難の確保を図るための施設の整備に関する事項，防災教育・訓練に関する事項等に関する避難確保計画を作成し，これを市町村長に報告するとともに，公表するものとする。</u> （略）</p> <p>教育機関においては，防災に関する教育の充実に努めるものとする。<u>また，国及び地方公共団体は，地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。</u> （略）</p> <p>国及び地方公共団体は，防災週間，水防月間，土砂災害防止月間，<u>山地災害防止キャンペーン</u>等を通じ，各種講習会，イベント等を開催し，水防，土砂災害防止等に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。 （略）</p>

第3編 風水害対策編

修正前	修正後（案）
<p>(2) 防災訓練の実施，指導 （略）</p> <p>(3) 防災知識の普及，訓練における災害時要援護者への配慮 防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児等災害時要援護者に十分配慮し，地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(1) 消防団，水防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化 （略）</p> <p>国土交通省及び地方公共団体は，水防団の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り，水防資機材の充実を図るとともに，青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進し，その育成，強化を図るものとする。 地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図るものとする。このため，組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどにより，これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものとする。 （略）</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備 （略）</p> <p>(3) 企業防災の促進 企業は，風水害時の企業の果たす役割（従業員，顧客の安全，経済活動の維持，地域住民への貢献）を十分に認識し，各企業において災害時行動マニュアルの作成，防災体制の整備，防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>このため，国及び地方公共団体は，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，企業防災マニュアルの作成等の促進策の検討，実施を図るものとする。また，地方公共団体は，企業を地域コミュニティの一員としてとらえ，地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ，防災に関するアドバイスを行うものとする。</p>	<p>(2) 防災訓練の実施，指導 （略）</p> <p>(3) 防災知識の普及，訓練における災害時要援護者等への配慮 防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，<u>妊産婦</u>等災害時要援護者に十分配慮し，地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める<u>とともに，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める</u>ものとする。</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(1) 消防団，水防団，<u>水防協力団体</u>，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化 （略）</p> <p>国土交通省及び地方公共団体は，水防団<u>及び水防協力団体</u>の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り，水防資機材の充実を図るとともに，青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進し，その育成，強化を図るものとする。 地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図るものとする。このため，組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどにより，これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものとする。<u>その際，女性の参画の促進に努めるものとする。</u> （略）</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備 （略）</p> <p>(3) 企業防災の促進 企業は，<u>災害時</u>の企業の果たす役割（<u>生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生</u>）を十分に認識し，各企業において<u>災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに</u>，防災体制の整備，防災訓練，<u>事業所の耐震化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し</u>等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>このため，国及び地方公共団体は，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，<u>企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進</u>を図るものとする。また，地方公共団体は，企業を地域コミュニティの一員としてとらえ，地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ，防災に関するアドバイスを行うものとする。</p>

第3編 風水害対策編

修正前	修正後（案）
<p>第4節 風水害及び風水害対策に関する研究及び観測等の推進 （略）</p>	<p>第4節 風水害及び風水害対策に関する研究及び観測等の推進 （略）</p>
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。 （略）</p> <p>第1節 災害発生直前の対策 （略）</p> <p>1 風水害に関する警報等の伝達 気象庁は、災害が発生する可能性がある場合には、風、降雨等の気象状況及びその警報または、注意報を、報道機関等の協力を求めて住民等に周知する。 （略） 気象庁と国土交通省は共同して、2以上の都府県にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害が生ずるおそれがある河川として国土交通大臣が指定した河川において、洪水のおそれがあるときは、水位又は流量を示してその状況を関係都道府県知事に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。また、都道府県知事は、この通知を受けた場合は、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、受けた通知に係る事項を通知するものとする。</p> <p>気象庁と都道府県は共同して、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川として都道府県が指定した河川において、洪水のおそれがあるときは、水位又は流量を示してその状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者等に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。<u>特に、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する災害時要援護者が迅速に避難できるよう、避難準備情報の伝達を行うなど、市町村があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。</u> （略）</p> <p>第1節 災害発生直前の対策 （略）</p> <p>1 風水害に関する警報等の伝達 気象庁は、災害が発生する可能性がある場合には、風、降雨等の気象状況及びその警報、注意報<u>やその補完的な情報</u>を、報道機関等の協力を求めて住民等に周知する。 （略） 気象庁と国土交通省は共同して、2以上の都府県にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害が生ずるおそれがある河川として国土交通大臣が指定した河川において、洪水のおそれがあるときは、水位又は流量を、<u>はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深</u>を示してその状況を関係都道府県知事に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。また、都道府県知事は、この通知を受けた場合は、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、受けた通知に係る事項を通知するものとする。</p> <p>気象庁と都道府県は共同して、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川として<u>都道府県知事</u>が指定した河川において、洪水のおそれがあるときは、水位又は流量を示してその状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。</p> <p><u>気象庁と都道府県は共同して、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時</u></p>

第3編 風水害対策編

修正前	修正後（案）
<p>2 住民の避難誘導 地方公共団体は、風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、浸水区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。 （略） 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、災害時要援護者に十分配慮するよう努めるものとする。 （略）</p> <p>3 災害未然防止活動 （略）</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 （略）</p> <p>第3節 活動体制の確立 （略）</p> <p>1 地方公共団体の活動体制 （略） 地方公共団体は、指定行政機関、公共機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。</p> <p>2 広域的な応援体制 （略）</p> <p>3 内閣官房、指定行政機関、公共機関の活動体制 （略）</p> <p>4 災害対策関係省庁連絡会議の開催等 （略）</p> <p>5 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施 （略）</p> <p>6 非常災害対策本部等の設置等 （略）</p>	<p><u>適切に行えるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市町村長等に通知するものとする。また、国土交通省及び気象庁は、地方公共団体等が土砂災害警戒情報を活用できるよう周知するものとする。</u></p> <p>2 住民の避難誘導 地方公共団体は、風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、浸水区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対する避難のための<u>準備情報の提供</u>や勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。 （略） 情報の伝達、避難誘導、<u>安否確認</u>の実施に当たっては、災害時要援護者に十分配慮するよう努めるものとする。 （略）</p> <p>3 災害未然防止活動 （略）</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 （略）</p> <p>第3節 活動体制の確立 （略）</p> <p>1 地方公共団体の活動体制 （略） 地方公共団体は、指定行政機関、公共機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。 <u>地方公共団体は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難支援計画の実施等に努めるものとする。</u></p> <p>2 広域的な応援体制 （略）</p> <p>3 内閣官房、指定行政機関、公共機関の活動体制 （略）</p> <p>4 災害対策関係省庁連絡会議の開催等 （略）</p> <p>5 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施 （略）</p> <p>6 非常災害対策本部等の設置等 （略）</p>

第3編 風水害対策編

修正前	修正後（案）
<p>7 自衛隊の災害派遣 （略）</p> <p>第4節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 （略）</p> <p>第5節 救助・救急及び医療活動 （略）</p> <p>1 救助・救急活動 （略）</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 被災地域内の医療機関による医療活動 （略）</p> <p>現地対策本部は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、救護班派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。</p> <p>(2) 被災地域外からの救護班の派遣 （略）</p> <p>国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保し救護班を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの救護班の派遣を要請するものとする。 （略）</p> <p>(3) 被災地域外での医療活動 （略）</p> <p>広域後方医療施設への傷病者の搬送について、緊急輸送関係省庁は、必要に応じ、又は広域後方医療関係機関若しくは地方公共団体からの要請に基づき、<u>輸送手段の優先的確保</u>など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 （略）</p> <p>1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 （略）</p> <p>2 交通の確保 （略）</p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等</p>	<p>7 自衛隊の災害派遣 （略）</p> <p>第4節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 （略）</p> <p>第5節 救助・救急及び医療活動 （略）</p> <p>1 救助・救急活動 （略）</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 被災地域内の医療機関による医療活動 （略）</p> <p>現地対策本部は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、救護班派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。 <u>国、地方公共団体及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。</u></p> <p>(2) 被災地域外からの救護班の派遣 （略）</p> <p>国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保し救護班・<u>災害派遣医療チーム（DMAT）</u>を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの救護班・<u>災害派遣医療チーム（DMAT）</u>の派遣を要請するものとする。 （略）</p> <p>(3) 被災地域外での医療活動 （略）</p> <p>広域後方医療施設への傷病者の搬送について、緊急輸送関係省庁は、必要に応じ、又は広域後方医療関係機関若しくは地方公共団体からの要請に基づき、<u>搬送</u>手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 （略）</p> <p>1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 （略）</p> <p>2 交通の確保 （略）</p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等</p>

第3編 風水害対策編

修正前	修正後（案）
<p>(略)</p> <p>(2) 道路交通規制等 (略)</p> <p>(3) 道路の応急復旧等 国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うとともに、被災地方公共団体等他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送ルートの確保を最優先に応急復旧等を実施すること。 (略)</p> <p>(4) 航路の障害物除去等 国土交通省は、開発保全航路について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、非常本部等に報告するとともに、障害物除去等に努めるものとする。 (略)</p> <p>(5) 港湾及び漁港の応急復旧等 (略)</p> <p>(6) 海上交通の整理等 (略)</p> <p>(7) 飛行場等の応急復旧等 (略)</p> <p>(8) 航空管制等 国土交通省は、情報収集、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させ、一般航空機の運航、着陸については極力制限する等災害時に即応した航空管制及び情報提供を行うものとする。</p> <p>(9) 鉄道交通の確保 (略)</p> <p>(10) 広域輸送拠点の確保 (略)</p> <p>3 緊急輸送 (略)</p> <p>4 燃料の確保 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 道路交通規制等 (略)</p> <p>(3) 道路の応急復旧等 国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うとともに、被災地方公共団体等他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施すること。 (略)</p> <p>(4) 航路の障害物除去等 国土交通省は、開発保全航路等について、早急に被害状況を把握し、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、非常本部等に報告するとともに、障害物除去、避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うものとする。 (略)</p> <p>(5) 港湾及び漁港の応急復旧等 (略)</p> <p>(6) 海上交通の整理等 (略)</p> <p>(7) 飛行場等の応急復旧等 (略)</p> <p>(8) 航空管制等 国土交通省は、情報収集、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させる。また、災害応急活動に従事する航空機以外の航空機に対して、必要な情報を提供し、航空機の安全運航の確保を図る等災害時に即応した航空管制及び情報提供を行うものとする。</p> <p>(9) 鉄道交通の確保 (略)</p> <p>(10) 広域輸送拠点の確保 (略)</p> <p>3 緊急輸送 (略)</p> <p>4 燃料の確保 (略)</p>

第3編 風水害対策編

修正前	修正後（案）
<p>第7節 避難収容活動 （略）</p> <p>1 避難誘導の実施 （略）</p> <p>2 避難場所 (1) 避難場所の開設 地方公共団体は、発災時に必要に応じ、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難場所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所として開設する。</p> <p>(2) 避難場所の運営管理 （略） 地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮するものとする。</p> <p>なお、地方公共団体は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>3 応急仮設住宅等 （略）</p> <p>4 災害時要援護者への配慮 避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害者等災害時要援護者に十分配慮すること。特に高齢者、障害者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p>第8節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動 （略）</p> <p>第9節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動 （略）</p> <p>1 保健衛生</p>	<p>第7節 避難収容活動 （略）</p> <p>1 避難誘導の実施 （略）</p> <p>2 避難場所 (1) 避難場所の開設 地方公共団体は、発災時に必要に応じ、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難場所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所として開設する。<u>さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 避難場所の運営管理 （略） 地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、<u>男女のニーズの違い等男女双方の視点</u>等に配慮するものとする。</p> <p>なお、地方公共団体は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、<u>公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん</u>等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>3 応急仮設住宅等 （略）</p> <p>4 災害時要援護者への配慮 避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害者、<u>乳幼児、妊産婦</u>等災害時要援護者に十分配慮すること。特に避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p>第8節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動 （略）</p> <p>第9節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動 （略）</p> <p>1 保健衛生</p>

第3編 風水害対策編

修正前	修正後（案）
<p>(略)</p> <p>特に、高齢者、障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>地方公共団体は、保健婦等による巡回健康相談等を実施するものとする。厚生労働省は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、保健婦等の派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 防疫活動</p> <p>(略)</p> <p>3 遺体の処理等</p> <p>(略)</p> <p>第10節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動</p> <p>(略)</p> <p>第11節 施設、設備の応急復旧活動</p> <p>(略)</p> <p>(1) 施設、設備の応急復旧活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) ライフライン施設に関する非常災害対策本部等の関与</p> <p>(略)</p> <p>第12節 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(略)</p> <p>第13節 自発的支援の受入れ</p> <p>(略)</p> <p>1 ボランティアの受入れ</p> <p>(略)</p> <p>2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ</p> <p>(1) 義援物資の受入れ</p> <p>被災地方公共団体は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを</p>	<p>(略)</p> <p>特に、高齢者、障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、<u>介護職員等</u>の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>地方公共団体は、<u>保健師</u>等による巡回健康相談等を実施するものとする。厚生労働省は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、<u>保健師</u>等の派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 防疫活動</p> <p>(略)</p> <p>3 遺体の処理等</p> <p>(略)</p> <p>第10節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動</p> <p>(略)</p> <p>第11節 施設、設備<u>等</u>の応急復旧活動</p> <p>(略)</p> <p>(1) 施設、設備の応急復旧活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) ライフライン施設に関する非常災害対策本部等の関与</p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 住宅の応急復旧活動</u></p> <p><u>地方公共団体は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。</u></p> <p>第12節 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(略)</p> <p>第13節 自発的支援の受入れ</p> <p>(略)</p> <p>1 ボランティアの受入れ</p> <p>(略)</p> <p>2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ</p> <p>(1) 義援物資の受入れ</p> <p>被災地方公共団体は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを</p>

第3編 風水害対策編

修正前	修正後（案）
<p>把握し、その内容のリスト及び送り先を非常本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の地方公共団体は、必要に応じ、義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。</p> <p>(2) 義援金の受入れ （略）</p> <p>3 海外からの支援の受入れ （略）</p>	<p>把握し、その内容のリスト及び送り先を非常本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の地方公共団体は、必要に応じ、義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。<u>国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 義援金の受入れ （略）</p> <p>3 海外からの支援の受入れ （略）</p>
<p>第3章 災害復旧・復興 （略）</p> <p>第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定 （略）</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方 （略）</p> <p>第3節 計画的復興の進め方 （略）</p> <p>第4節 被災者等の生活再建等の支援 （略）</p> <p>第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援 （略）</p>	<p>第3章 災害復旧・復興 （略）</p> <p>第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定 （略）</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方 （略）</p> <p>第3節 計画的復興の進め方 （略）</p> <p>第4節 被災者等の生活再建等の支援 （略）</p> <p>第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援 （略）</p>

第4編 火山対策編

修正前	修正後（案）
<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 火山災害に強い国づくり，まちづくり （略）</p> <p>1 火山災害に強い国づくり （略）</p> <p>(1) 主要交通・通信機能強化 国，公共機関及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては，ネットワークの充実を含む火山災害に対する安全性の確保に努めるものとする。 （略）</p> <p>(2) 火山災害に強い国土の形成 （略）</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり （略）</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え （略）</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(1) 火山情報等の伝達 （略）</p> <p>(2) 住民の避難誘導體制 （略）</p> <p>地方公共団体は，高齢者，障害者その他のいわゆる災害時要援護者を速やかに避難誘導するため，地域住民，自主防災組織等の協力を得ながら，平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 気象庁は，災害をもたらす可能性がある自然現象を観測し，噴火及び異常現象に関する情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実を図るものとする。 （略）</p> <p>(2) 情報の分析整理 （略）</p>	<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 火山災害に強い国づくり，まちづくり （略）</p> <p>1 火山災害に強い国づくり （略）</p> <p>(1) 主要交通・通信機能強化 国，公共機関及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾，<u>空港</u>等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては，ネットワークの充実を含む火山災害に対する安全性の確保に努めるものとする。 （略）</p> <p>(2) 火山災害に強い国土の形成 （略）</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり （略）</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え （略）</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(1) 火山情報等の伝達 （略）</p> <p>(2) 住民の避難誘導體制 （略）</p> <p>地方公共団体は，高齢者，障害者<u>等</u>の災害時要援護者を速やかに避難誘導するため，地域住民，自主防災組織等の協力を得ながら，平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 気象庁は，災害をもたらす可能性がある自然現象を観測し，噴火及び異常現象に関する情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実を図るものとする。<u>特に，火山活動の状態を分かりやすく伝え，地方公共団体等の的確な防災対策に資するよう，火山活動度レベルの火山情報への導入を進めるものとする。</u> （略）</p> <p>(2) 情報の分析整理 （略）</p>

第4編 火山対策編

修正前	修正後（案）
<p>(3) 通信手段の確保 （略） 国，地方公共団体等の災害時の情報通信手段については，平常時よりその確保に努めるものとし，その運用・管理及び整備等に当たっては，次の点を十分考慮すること。 （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府は，災害現地の情報が官邸（「内閣総理大臣官邸」をいう。以下同じ。）及び非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関に伝達されるよう中央防災無線網の整備・拡充等伝送路の確保に努めること。 <p>3 災害応急体制の整備関係</p> <p>(1) 職員の体制 （略）</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 （略） 消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び，都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等消防相互応援体制の整備に努めるとともに，緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 （略）</p> <p>(3) 都道府県等と自衛隊との連携体制 （略）</p> <p>(4) 防災中枢機能等の確保，充実 （略）</p> <p>4 救助・救急，医療及び消火活動関係 国，地方公共団体及び医療関係機関等は，発災時における救助・救急・医療・消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ，通信手段の確保等を図るものとする。</p> <p>(1) 救助・救急活動関係 （略） 国〔防衛庁，海上保安庁〕においても，救助用資機材の整備を推進するものとする。</p>	<p>(3) 通信手段の確保 （略） 国，地方公共団体等の災害時の情報通信手段については，平常時よりその確保に努めるものとし，その運用・管理及び整備等に当たっては，次の点を十分考慮すること。 （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府は，災害情報が官邸（「内閣総理大臣官邸」をいう。以下同じ。）及び非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関に伝達されるよう中央防災無線網の整備・拡充等伝送路の確保に努めること。 <p>3 災害応急体制の整備関係</p> <p>(1) 職員の体制 （略）</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 （略） 消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び，都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等消防相互応援体制の整備に努めるとともに，緊急消防援助隊を充実強化するとともに，実践的な訓練等を通じて，人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 （略）</p> <p>(3) 都道府県等と自衛隊との連携体制 （略）</p> <p>(4) 防災中枢機能等の確保，充実 （略）</p> <p>4 救助・救急，医療及び消火活動関係 国，地方公共団体及び医療関係機関等は，発災時における救助・救急・医療・消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ，通信手段の確保等を図るものとする。 国，地方公共団体及び医療機関は，災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために，広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。</p> <p>(1) 救助・救急活動関係 （略） 国〔防衛庁，海上保安庁〕においても，救助用資機材の整備を推進するものとする。</p>

第4編 火山対策編

修正前	修正後（案）
<p>(略)</p> <p>(2) 医療活動関係 (略) 国は災害時の医療関係者の役割，トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）技術，災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研究や教育研修を推進するものとする。</p> <p>(3) 消火活動関係 (略)</p> <p>5 緊急輸送活動関係 (略) 道路管理者は，発災後の道路の障害物除去，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。 (略)</p> <p>6 避難収容活動関係 (1) 避難場所 (略) 地方公共団体は，避難場所における貯水槽，井戸，仮設トイレ，マット，通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。さらに，地方公共団体は，テレビ，ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。 (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅 (略) 国及び地方公共団体は，応急仮設住宅の用地に関し，火山災害及びその二次災害に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど，あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。</p>	<p><u>消防庁及び地方公共団体は，大規模・特殊災害に対応するため，高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに，先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 医療活動関係 (略) 国は災害時の医療関係者の役割，トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）技術，災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研究や教育研修を推進するものとする。 <u>国は，災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（DMAT）に参加する，医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。</u></p> <p>(3) 消火活動関係 (略)</p> <p>5 緊急輸送活動関係 (略) 道路管理者は，発災後の道路の障害物除去，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。 <u>国及び港湾管理者は，発災後の港湾の障害物除去，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>6 避難収容活動関係 (1) 避難場所 (略) 地方公共団体は，避難場所における貯水槽，井戸，仮設トイレ，マット，通信機器等<u>のほか，高齢者，障害者，乳幼児，妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した</u>避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。さらに，地方公共団体は，テレビ，ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。 (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅<u>等</u> (略) 国及び地方公共団体は，応急仮設住宅の用地に関し，火山災害及びその二次災害に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど，あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。</p>

第4編 火山対策編

修正前	修正後（案）
<p>7 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動関係 （略）</p> <p>8 施設，設備の応急復旧活動関係 （略）</p> <p>9 被災者等への的確な情報伝達活動関係 地方公共団体は，被災者等への情報伝達手段として，特に市町村防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに，有線系も含め，災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。 （略）</p> <p>10 二次災害の防止活動関係 （略）</p> <p>11 海外からの支援の受入れ活動関係 （略）</p> <p>12 防災関連機関の防災訓練の実施 (1) 国における防災訓練の実施 （略） (2) 地方における防災訓練の実施 地方公共団体及び公共機関等は，自衛隊，海上保安庁等国の機関とも協力し，また，自主防災組織，非常通信協議会，民間企業，ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を実施するものとする。 （略） (3) 実践的な訓練の実施と事後評価 （略）</p> <p>13 災害復旧・復興への備え （略）</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進</p> <p>1 防災思想の普及，徹底 （略）</p> <p>2 防災知識の普及，訓練 (1) 防災知識の普及</p>	<p><u>地方公共団体は，災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め，災害時に迅速にあっせんできるように，あらかじめ体制を整備するものとする。</u></p> <p>7 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動関係 （略）</p> <p>8 施設，設備の応急復旧活動関係 （略）</p> <p>9 被災者等への的確な情報伝達活動関係 地方公共団体は，被災者等への情報伝達手段として，特に市町村防災行政無線等の無線系（<u>戸別受信機を含む。</u>）の整備を図るとともに，有線系や<u>携帯電話</u>も含め，災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。 （略）</p> <p>10 二次災害の防止活動関係 （略）</p> <p>11 海外からの支援の受入れ活動関係 （略）</p> <p>12 防災関連機関の防災訓練の実施 (1) 国における防災訓練の実施 （略） (2) 地方における防災訓練の実施 地方公共団体及び公共機関等は，自衛隊，海上保安庁等国の機関とも協力し，また，自主防災組織，非常通信協議会，民間企業，ボランティア団体及び<u>災害時要援護者を含めた</u>地域住民等とも連携した訓練を実施するものとする。 （略） (3) 実践的な訓練の実施と事後評価 （略）</p> <p>13 災害復旧・復興への備え （略）</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進</p> <p>1 防災思想の普及，徹底 （略）</p> <p>2 防災知識の普及，訓練 (1) 防災知識の普及</p>

第4編 火山対策編

修正前	修正後（案）
<p>(略)</p> <p>また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施，指導</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災知識の普及，訓練における災害時要援護者への配慮 防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児等災害時要援護者に十分配慮し，地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(1) 消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化</p> <p>(略)</p> <p>地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図るものとする。このため，組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどにより，これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>企業は，災害時の企業の果たす役割（従業員，顧客の安全，経済活動の維持，地域住民への貢献）を十分に認識し，各企業において災害時行動マニュアルの作成，防災体制の整備，防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>このため，国及び地方公共団体は，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，企業防災マニュアルの作成等の促進策の検討，実施を図るものとする。また，地方公共団体は，企業を地域コミュニティの一員としてとらえ，地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ，防災に関するアドバイスを行うものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>教育機関においては，防災に関する教育の充実に努めるものとする。また，国及び地方公共団体は，地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施，指導</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災知識の普及，訓練における災害時要援護者等への配慮 防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し，地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(1) 消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化</p> <p>(略)</p> <p>地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図るものとする。このため，組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどにより，これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものとする。その際，女性の参画の促進にも努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>企業は，災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに，防災体制の整備，防災訓練，事業所の耐震化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>このため，国及び地方公共団体は，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また，地方公共団体は，企業を地域コミュニティの一員としてとらえ，地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ，防災に関するアドバイスを行うものとする。</p>

第4編 火山対策編

修正前	修正後（案）
<p>第4節 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進 （略）</p> <p>第2章 災害応急対策 （略）</p> <p>第1節 災害発生直前の対策 （略）</p> <p>1 火山災害に関する情報の伝達 （略）</p> <p>2 警戒区域の設定，避難勧告等 （略）</p> <p>国は，地方公共団体が行う警戒区域の設定，避難勧告等の対策に対し，適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 （略）</p> <p>第3節 活動体制の確立 （略）</p> <p>第4節 救助・救急，医療及び消火活動 （略）</p> <p>1 救助・救急活動 （略）</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 被災地域内の医療機関による医療活動 （略）</p> <p>現地対策本部は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，救護班派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。</p> <p>(2) 被災地域外からの救護班の派遣 （略）</p> <p>国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社及び被災地域外の地方公共団体は，医師を確保し救護班を編成するとともに，必要に応じて，公的医</p>	<p>第4節 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進 （略）</p> <p>第2章 災害応急対策 （略）</p> <p>第1節 災害発生直前の対策 （略）</p> <p>1 火山災害に関する情報の伝達 （略）</p> <p>2 警戒区域の設定，避難勧告等 （略）</p> <p>国は，地方公共団体が行う警戒区域の設定，避難勧告等の対策に対し，適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。 <u>地方公共団体は，気象庁の発表する火山情報（火山活動度レベルを含む。）に応じた警戒区域の設定等を図り，住民への周知に努めるものとする。</u></p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 （略）</p> <p>第3節 活動体制の確立 （略）</p> <p>第4節 救助・救急，医療及び消火活動 （略）</p> <p>1 救助・救急活動 （略）</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 被災地域内の医療機関による医療活動 （略）</p> <p>現地対策本部は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，救護班派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。 <u>国，地方公共団体及び医療機関は，災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し，応援の派遣等を行うものとする。</u></p> <p>(2) 被災地域外からの救護班の派遣 （略）</p> <p>国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社及び被災地域外の地方公共団体は，医師を確保し救護班・<u>災害派遣医療チーム（DMAT）</u>を編成す</p>

第4編 火山対策編

修正前	修正後(案)
<p>療機関・民間医療機関からの救護班の派遣を要請するものとする。 (略)</p> <p>(3) 被災地域外での医療活動 (略) 広域後方医療施設への傷病者の搬送について、緊急輸送関係省庁は、必要に応じ、又は広域後方医療関係機関若しくは地方公共団体からの要請に基づき、<u>輸送手段の優先的確保</u>など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>3 消火活動 (略)</p> <p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 (略)</p> <p>2 交通の確保体制 (略)</p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等 (略)</p> <p>(2) 道路交通規制等 (略)</p> <p>(3) 道路の応急復旧等 国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うとともに、被災地方公共団体等他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、<u>応急復旧等を要請又は指示するものとする</u>。その場合、<u>緊急輸送ルート</u>の確保を最優先に応急復旧等を実施すること。 (略)</p> <p>(4) 航路の障害物除去等 国土交通省は、開発保全航路について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、非常本部等に報告するとともに、<u>障害物除去等に努めるものとする</u>。 (略)</p> <p>(5) 港湾及び漁港の応急復旧等 (略)</p>	<p>るとともに、必要に応じて、<u>公的医療機関・民間医療機関からの救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)</u>の派遣を要請するものとする。 (略)</p> <p>(3) 被災地域外での医療活動 (略) 広域後方医療施設への傷病者の搬送について、緊急輸送関係省庁は、必要に応じ、又は広域後方医療関係機関若しくは地方公共団体からの要請に基づき、<u>搬送</u>手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>3 消火活動 (略)</p> <p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 (略)</p> <p>2 交通の確保体制 (略)</p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等 (略)</p> <p>(2) 道路交通規制等 (略)</p> <p>(3) 道路の応急復旧等 国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うとともに、被災地方公共団体等他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、<u>応急復旧等を要請又は指示するものとする</u>。その場合、緊急輸送<u>道路</u>の確保を最優先に<u>応急復旧や代替路の設定</u>等を実施すること。 (略)</p> <p>(4) 航路の障害物除去等 国土交通省は、<u>開発保全航路等</u>について、<u>早急に被害状況を把握し</u>、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、非常本部等に報告するとともに、<u>障害物除去、避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等</u>の<u>応急復旧を行うものとする</u>。 (略)</p> <p>(5) 港湾及び漁港の応急復旧等 (略)</p>

第4編 火山対策編

修正前	修正後（案）
<p>(6) 海上交通の整理等 （略）</p> <p>(7) 飛行場等の応急復旧等 （略）</p> <p>(8) 航空管制等 国土交通省は、情報収集、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させ、<u>一般航空機の運航、着陸については極力制限する等災害時に即応した航空管制及び情報提供を行うものとする。</u></p> <p>(9) 鉄道交通の確保 （略）</p> <p>(10) 広域輸送拠点の確保 （略）</p> <p>3 緊急輸送 （略）</p> <p>4 燃料の確保 （略）</p> <p>第6節 避難収容活動 （略）</p> <p>1 避難誘導の実施 （略）</p> <p>2 避難場所</p> <p>(1) 避難場所の開設 地方公共団体は、災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合に、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、火山災害及びその二次災害の危険箇所等に配慮しつつ管理者の同意を得て避難場所として開設する。</p> <p>(2) 避難場所の運営管理 （略） 地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプラ</p>	<p>(6) 海上交通の整理等 （略）</p> <p>(7) 飛行場等の応急復旧等 （略）</p> <p>(8) 航空管制等 国土交通省は、情報収集、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させる。<u>また、災害応急活動に従事する航空機以外の航空機に対して、必要な情報を提供し、航空機の安全運航の確保を図る</u>等災害時に即応した航空管制及び情報提供を行うものとする。</p> <p>(9) 鉄道交通の確保 （略）</p> <p>(10) 広域輸送拠点の確保 （略）</p> <p>3 緊急輸送 （略）</p> <p>4 燃料の確保 （略）</p> <p>第6節 避難収容活動 （略）</p> <p>1 避難誘導の実施 （略）</p> <p>2 避難場所</p> <p>(1) 避難場所の開設 地方公共団体は、災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合に、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、火山災害及びその二次災害の危険箇所等に配慮しつつ管理者の同意を得て避難場所として開設する。<u>さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 避難場所の運営管理 （略） 地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプラ</p>

第4編 火山対策編

修正前	修正後（案）
<p>イバシーの確保等に配慮するものとする。</p> <p>なお，地方公共団体は，避難者の健全な住生活の早期確保のために，応急仮設住宅の迅速な提供等により避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>3 応急仮設住宅等 （略）</p> <p>4 災害時要援護者への配慮 避難誘導，避難場所での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者，障害者等災害時要援護者に十分配慮すること。特に高齢者，障害者の避難場所での健康状態の把握，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p>第7節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動 （略）</p> <p>第8節 保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動 （略）</p> <p>1 保健衛生 （略）</p> <p>特に，高齢者，障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等への入所，ホームヘルパーの派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。</p> <p>地方公共団体は，保健婦等による巡回健康相談等を実施するものとする。厚生労働省は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，保健婦等の派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 防疫活動 （略）</p> <p>3 遺体の処理等 （略）</p> <p>第9節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動 （略）</p> <p>第10節 施設，設備の応急復旧活動 （略）</p>	<p>イバシーの確保，<u>男女のニーズの違い等男女双方の視点</u>等に配慮するものとする。</p> <p>なお，地方公共団体は，避難者の健全な住生活の早期確保のために，応急仮設住宅の迅速な提供，<u>公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん</u>等により避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>3 応急仮設住宅等 （略）</p> <p>4 災害時要援護者への配慮 避難誘導，避難場所での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者，障害者，<u>乳幼児，妊産婦</u>等災害時要援護者に十分配慮すること。特に避難場所での健康状態の把握，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p>第7節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動 （略）</p> <p>第8節 保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動 （略）</p> <p>1 保健衛生 （略）</p> <p>特に，高齢者，障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等への入所，<u>介護職員等</u>の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。</p> <p>地方公共団体は，<u>保健師</u>等による巡回健康相談等を実施するものとする。厚生労働省は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，<u>保健師</u>等の派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 防疫活動 （略）</p> <p>3 遺体の処理等 （略）</p> <p>第9節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動 （略）</p> <p>第10節 施設，設備の応急復旧活動 （略）</p>

第4編 火山対策編

修正前	修正後(案)
<p>第11節 被災者等への的確な情報伝達活動 (略)</p> <p>第12節 二次災害の防止活動 (略)</p> <p>第13節 自発的支援の受入れ (略)</p> <p>1 ボランティアの受入れ (略)</p> <p>2 国民等からの義援物資，義援金の受入れ</p> <p>(1) 義援物資の受入れ 被災地方公共団体は，関係機関等の協力を得ながら，国民，企業等からの義援物資について，受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し，その内容のリスト及び送り先を非常本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また，現地の需給状況を勘案し，同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の地方公共団体は，必要に応じ，義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに，被災地のニーズについて広報を行うものとする。</p> <p>(2) 義援金の受入れ (略)</p> <p>3 海外からの支援の受入れ (略)</p>	<p>第11節 被災者等への的確な情報伝達活動 (略)</p> <p>第12節 二次災害の防止活動 (略)</p> <p>第13節 自発的支援の受入れ (略)</p> <p>1 ボランティアの受入れ (略)</p> <p>2 国民等からの義援物資，義援金の受入れ</p> <p>(1) 義援物資の受入れ 被災地方公共団体は，関係機関等の協力を得ながら，国民，企業等からの義援物資について，受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し，その内容のリスト及び送り先を非常本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また，現地の需給状況を勘案し，同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の地方公共団体は，必要に応じ，義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに，被災地のニーズについて広報を行うものとする。<u>国民，企業等は，義援物資を提供する場合には，被災地のニーズに応じた物資とするよう，また，品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 義援金の受入れ (略)</p> <p>3 海外からの支援の受入れ (略)</p>
<p>第3章 災害復旧・復興 (略)</p> <p>第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定 (略)</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方 (略)</p> <p>第3節 計画的復興の進め方 (略)</p> <p>第4節 被災者等の生活再建等の支援 (略)</p>	<p>第3章 災害復旧・復興 (略)</p> <p>第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定 (略)</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方 (略)</p> <p>第3節 計画的復興の進め方 (略)</p> <p>第4節 被災者等の生活再建等の支援 (略)</p>

第4編 火山対策編

修正前	修正後(案)
第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援 (略)	第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援 (略)
第4章 継続災害への対応方針 (略)	第4章 継続災害への対応方針 (略)

第5編 雪害対策編

修正前	修正後（案）
<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 雪害に強い国づくり，まちづくり （略）</p> <p>1 雪害に強い国づくり （略）</p> <p>(1) 主要交通・通信機能強化 国，公共機関及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては，ネットワークの充実を含む雪害に対する安全性の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 雪害に強い国土の形成 （略）</p> <p>2 雪害に強いまちづくり （略）</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え （略）</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(1) 警報等の伝達 （略）</p> <p>(2) 住民の避難誘導體制 （略）</p> <p>地方公共団体は，高齢者，障害者その他のいわゆる災害時要援護者を速やかに避難誘導するため，地域住民，自主防災組織等の協力を得ながら，平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 災害未然防止活動 （略）</p> <p>2 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 （略）</p> <p>(2) 情報の分析整理 （略）</p> <p>(3) 通信手段の確保 （略）</p> <p>国，地方公共団体等の災害時の情報通信手段については，平常時よりその確保に努めるものとし，その運用・管理及び整備等に当たっては，次の点</p>	<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 雪害に強い国づくり，まちづくり （略）</p> <p>1 雪害に強い国づくり （略）</p> <p>(1) 主要交通・通信機能強化 国，公共機関及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾，<u>空港</u>等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては，ネットワークの充実を含む雪害に対する安全性の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 雪害に強い国土の形成 （略）</p> <p>2 雪害に強いまちづくり （略）</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え （略）</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(1) 警報等の伝達 （略）</p> <p>(2) 住民の避難誘導體制 （略）</p> <p>地方公共団体は，高齢者，障害者<u>等</u>の災害時要援護者を速やかに避難誘導するため，地域住民，自主防災組織等の協力を得ながら，平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 災害未然防止活動 （略）</p> <p>2 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 （略）</p> <p>(2) 情報の分析整理 （略）</p> <p>(3) 通信手段の確保 （略）</p> <p>国，地方公共団体等の災害時の情報通信手段については，平常時よりその確保に努めるものとし，その運用・管理及び整備等に当たっては，次の点</p>

第5編 雪害対策編

修正前	修正後（案）
<p>を十分考慮すること。 （略）</p> <p>・内閣府は、災害現地の情報が官邸（「内閣総理大臣官邸」をいう。以下同じ。）及び非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関に伝達されるよう中央防災無線網の整備・拡充等伝送路の確保に努めること。 （略）</p> <p>3 災害応急体制の整備関係</p> <p>(1) 職員の体制 （略）</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 （略）</p> <p>消防庁及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 （略）</p> <p>(3) 都道府県等と自衛隊との連携体制 （略）</p> <p>(4) 防災中枢機能等の確保，充実 （略）</p> <p>4 災害の拡大防止と二次災害の防止活動関係 （略）</p> <p>5 救助・救急及び医療活動関係</p> <p>国，地方公共団体及び医療関係機関等は，発災時における救助・救急及び医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ，通信手段の確保等を図るものとする。</p> <p>(1) 救助・救急活動関係 （略）</p> <p>国〔防衛庁〕は，救助用資機材の整備を推進するものとする。 （略）</p>	<p>を十分考慮すること。 （略）</p> <p>・内閣府は、災害情報が官邸（「内閣総理大臣官邸」をいう。以下同じ。）及び非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関に伝達されるよう中央防災無線網の整備・拡充等伝送路の確保に努めること。 （略）</p> <p>3 災害応急体制の整備関係</p> <p>(1) 職員の体制 （略）</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 （略）</p> <p>消防庁及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 （略）</p> <p>(3) 都道府県等と自衛隊との連携体制 （略）</p> <p>(4) 防災中枢機能等の確保，充実 （略）</p> <p>4 災害の拡大防止と二次災害の防止活動関係 （略）</p> <p>5 救助・救急及び医療活動関係</p> <p>国，地方公共団体及び医療関係機関等は，発災時における救助・救急及び医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ，通信手段の確保等を図るものとする。 <u>国，地方公共団体及び医療機関は，災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために，広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。</u></p> <p>(1) 救助・救急活動関係 （略）</p> <p>国〔防衛庁〕は，救助用資機材の整備を推進するものとする。 <u>消防庁及び地方公共団体は，大規模・特殊災害に対応するため，高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに，先端技術による高</u></p>

第5編 雪害対策編

修正前	修正後（案）
<p>(2) 医療活動関係 （略） 地方公共団体は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p>6 緊急輸送活動関係 （略） 道路管理者は、道路の除雪、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。 （略）</p> <p>7 避難収容活動関係 (1) 避難場所 （略） 地方公共団体は、避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。さらに、地方公共団体は、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。 （略）</p> <p>(2) 応急仮設住宅 （略） 国及び地方公共団体は、応急仮設住宅の用地に関し、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。</p> <p>8 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動関係</p>	<p><u>度な技術の開発に努めるものとする。</u> （略）</p> <p>(2) 医療活動関係 （略） 地方公共団体は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。 <u>国は、災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（DMAT）に参加する、医師、看護師等に対する教育研修を推進するものとする。</u></p> <p>6 緊急輸送活動関係 （略） 道路管理者は、道路の除雪、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。 <u>国及び港湾管理者は、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。</u> （略）</p> <p>7 避難収容活動関係 (1) 避難場所 （略） 地方公共団体は、避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等<u>のほか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した</u>避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。さらに、地方公共団体は、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。 （略）</p> <p>(2) 応急仮設住宅等 （略） 国及び地方公共団体は、応急仮設住宅の用地に関し、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。 <u>地方公共団体は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。</u></p> <p>8 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動関係</p>

第5編 雪害対策編

修正前	修正後（案）
<p>(略)</p> <p>9 施設，設備の応急復旧活動関係 (略)</p> <p>10 被災者等への的確な情報伝達活動関係 地方公共団体は，被災者等への情報伝達手段として，特に市町村防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに，有線系も含め，災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。 (略)</p> <p>11 海外からの支援の受入れ活動関係 (略)</p> <p>12 防災関連機関の防災訓練の実施 (1) 防災訓練の実施 地方公共団体及び公共機関等は，自衛隊等国の機関とも協力し，また，自主防災組織，非常通信協議会，民間企業，ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を実施するものとする。 (略) (2) 実践的な訓練の実施と事後評価 (略)</p> <p>13 災害復旧・復興への備え (略)</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進</p> <p>1 防災思想の普及，徹底 (略)</p> <p>2 防災知識の普及，訓練 (1) 防災知識の普及 (略) また，教育機関においては，防災に関する教育の充実に努めるものとする。 (略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施，指導 (略)</p> <p>(3) 防災知識の普及，訓練における災害時要援護者への配慮 防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児等</p>	<p>(略)</p> <p>9 施設，設備の応急復旧活動関係 (略)</p> <p>10 被災者等への的確な情報伝達活動関係 地方公共団体は，被災者等への情報伝達手段として，特に市町村防災行政無線等の無線系（<u>戸別受信機を含む。</u>）の整備を図るとともに，有線系や<u>携帯電話</u>も含め，災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。 (略)</p> <p>11 海外からの支援の受入れ活動関係 (略)</p> <p>12 防災関連機関の防災訓練の実施 (1) 防災訓練の実施 地方公共団体及び公共機関等は，自衛隊等国の機関とも協力し，また，自主防災組織，非常通信協議会，民間企業，ボランティア団体及び<u>災害時要援護者を含めた</u>地域住民等とも連携した訓練を実施するものとする。 (略) (2) 実践的な訓練の実施と事後評価 (略)</p> <p>13 災害復旧・復興への備え (略)</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進</p> <p>1 防災思想の普及，徹底 (略)</p> <p>2 防災知識の普及，訓練 (1) 防災知識の普及 (略) 教育機関においては，防災に関する教育の充実に努めるものとする。<u>また，国及び地方公共団体は，地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。</u> (略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施，指導 (略)</p> <p>(3) 防災知識の普及，訓練における災害時要援護者<u>等</u>への配慮 防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児<u>，</u></p>

第5編 雪害対策編

修正前	修正後（案）
<p>災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(1) 消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化 （略） 地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図るものとする。このため，組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどにより，これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものとする。 （略）</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備 （略）</p> <p>(3) 企業防災の促進 企業は，災害時の企業の果たす役割（<u>従業員，顧客の安全，経済活動の維持，地域住民への貢献</u>）を十分に認識し，各企業において<u>災害時行動マニュアルの作成</u>，防災体制の整備，防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>このため，国及び地方公共団体は，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，<u>企業防災マニュアルの作成等の促進策の検討</u>，実施を図るものとする。また，地方公共団体は，企業を地域コミュニティの一員としてとらえ，地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ，防災に関するアドバイスをを行うものとする。</p> <p>第4節 雪害及び雪害対策に関する研究及び観測等の推進 （略）</p>	<p><u>妊産婦</u>等災害時要援護者に十分配慮し，地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める<u>とともに，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める</u>ものとする。</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(1) 消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化 （略） 地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図るものとする。このため，組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどにより，これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものとする。<u>その際，女性の参画の促進にも努めるものとする。</u> （略）</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備 （略）</p> <p>(3) 企業防災の促進 企業は，災害時の企業の果たす役割（<u>生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生</u>）を十分に認識し，各企業において<u>災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに</u>，防災体制の整備，防災訓練，<u>事業所の耐震化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し</u>等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>このため，国及び地方公共団体は，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，<u>企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進</u>を図るものとする。また，地方公共団体は，企業を地域コミュニティの一員としてとらえ，地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ，防災に関するアドバイスをを行うものとする。</p> <p>第4節 雪害及び雪害対策に関する研究及び観測等の推進 （略）</p>
<p>第2章 災害応急対策 （略）</p> <p>第1節 災害発生直前の対策 （略）</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 （略）</p>	<p>第2章 災害応急対策 （略）</p> <p>第1節 災害発生直前の対策 （略）</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 （略）</p>

第5編 雪害対策編

修正前	修正後（案）
<p>第3節 活動体制の確立 （略）</p> <p>第4節 除雪の実施と雪崩災害の防止活動 （略）</p> <p>第5節 救助・救急及び医療活動 （略）</p> <p>1 救助・救急活動 （略）</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 被災地域内の医療機関による医療活動 （略）</p> <p>現地対策本部は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、救護班派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。</p> <p>(2) 被災地域外からの救護班の派遣 （略）</p> <p>国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保し救護班を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの救護班の派遣を要請するものとする。 （略）</p> <p>(3) 被災地域外での医療活動 （略）</p> <p>広域後方医療施設への傷病者の搬送について、緊急輸送関係省庁は、必要に応じ、又は広域後方医療関係機関若しくは地方公共団体からの要請に基づき、<u>輸送手段の優先的確保</u>など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 （略）</p> <p>1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 （略）</p> <p>2 交通の確保 （略）</p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等</p>	<p>第3節 活動体制の確立 （略）</p> <p>第4節 除雪の実施と雪崩災害の防止活動 （略）</p> <p>第5節 救助・救急及び医療活動 （略）</p> <p>1 救助・救急活動 （略）</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 被災地域内の医療機関による医療活動 （略）</p> <p>現地対策本部は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、救護班派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。 <u>国、地方公共団体及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。</u></p> <p>(2) 被災地域外からの救護班の派遣 （略）</p> <p>国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保し救護班・<u>災害派遣医療チーム（DMAT）</u>を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの救護班・<u>災害派遣医療チーム（DMAT）</u>の派遣を要請するものとする。 （略）</p> <p>(3) 被災地域外での医療活動 （略）</p> <p>広域後方医療施設への傷病者の搬送について、緊急輸送関係省庁は、必要に応じ、又は広域後方医療関係機関若しくは地方公共団体からの要請に基づき、<u>搬送</u>手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 （略）</p> <p>1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 （略）</p> <p>2 交通の確保 （略）</p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等</p>

第5編 雪害対策編

修正前	修正後（案）
<p>(略)</p> <p>(2) 道路交通規制等 (略)</p> <p>(3) 道路の応急復旧等 国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、交通の危険を防止する必要がある場合は、一般車両の通行を禁止するなどの通行規制を行い、障害物の除去、除雪の実施、応急復旧等を行うとともに、被災地方公共団体等他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送ルートの確保を最優先に応急復旧等を実施すること。 (略)</p> <p>(4) 港湾及び漁港の応急復旧等 (略)</p> <p>(5) 飛行場等の応急復旧等 (略)</p> <p>(6) 航空管制等 国土交通省は、情報収集、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させ、<u>一般航空機の運航、着陸については極力制限する等</u>災害時に即応した航空管制及び情報提供を行うものとする。</p> <p>(7) 鉄道交通の確保 (略)</p> <p>(8) 広域輸送拠点の確保 (略)</p> <p>3 緊急輸送 (略)</p> <p>4 燃料の確保 (略)</p> <p>第7節 避難収容活動 (略)</p> <p>1 避難誘導の実施 (略)</p> <p>2 避難場所 (1) 避難場所の開設 地方公共団体は、発災時に必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 道路交通規制等 (略)</p> <p>(3) 道路の応急復旧等 国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、交通の危険を防止する必要がある場合は、一般車両の通行を禁止するなどの通行規制を行い、障害物の除去、除雪の実施、応急復旧等を行うとともに、被災地方公共団体等他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送<u>道路</u>の確保を最優先に応急復旧<u>や代替路の設定</u>等を実施すること。 (略)</p> <p>(4) 港湾及び漁港の応急復旧等 (略)</p> <p>(5) 飛行場等の応急復旧等 (略)</p> <p>(6) 航空管制等 国土交通省は、情報収集、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させる。<u>また、災害応急活動に従事する航空機以外の航空機に対して、必要な情報を提供し、航空機の安全運航の確保を図る</u>等災害時に即応した航空管制及び情報提供を行うものとする。</p> <p>(7) 鉄道交通の確保 (略)</p> <p>(8) 広域輸送拠点の確保 (略)</p> <p>3 緊急輸送 (略)</p> <p>4 燃料の確保 (略)</p> <p>第7節 避難収容活動 (略)</p> <p>1 避難誘導の実施 (略)</p> <p>2 避難場所 (1) 避難場所の開設 地方公共団体は、発災時に必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周</p>

第5編 雪害対策編

修正前	修正後（案）
<p>知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、雪崩災害等の危険箇所等に配慮しつつ管理者の同意を得て避難場所として開設する。</p> <p>(2) 避難場所の運営管理 （略） 地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮するものとする。</p> <p>3 応急仮設住宅 （略）</p> <p>4 災害時要援護者への配慮 避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害者等災害時要援護者に十分配慮すること。特に高齢者、障害者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p>第8節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動 （略）</p> <p>第9節 保健衛生、遺体の処理等に関する活動 （略）</p> <p>1 保健衛生 （略） 特に、高齢者、障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、<u>ホームヘルパー</u>の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。 地方公共団体は、保健婦等による巡回健康相談等を実施するものとする。厚生労働省は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、保健婦等の派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。 （略）</p> <p>2 遺体の処理等</p>	<p>知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、雪崩災害等の危険箇所等に配慮しつつ管理者の同意を得て避難場所として開設する。<u>さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 避難場所の運営管理 （略） 地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、<u>男女のニーズの違い等男女双方の視点</u>等に配慮するものとする。</p> <p>3 応急仮設住宅<u>等</u> （略）</p> <p>4 災害時要援護者への配慮 避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害者、<u>乳幼児、妊産婦</u>等災害時要援護者に十分配慮すること。特に避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p>第8節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動 （略）</p> <p>第9節 保健衛生、遺体の処理等に関する活動 （略）</p> <p>1 保健衛生 （略） 特に、高齢者、障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、<u>介護職員等</u>の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。 地方公共団体は、<u>保健師</u>等による巡回健康相談等を実施するものとする。厚生労働省は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、<u>保健師</u>等の派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。 （略）</p> <p>2 遺体の処理等</p>

第5編 雪害対策編

修正前	修正後（案）
<p>(略)</p> <p>第10節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動</p> <p>(略)</p> <p>第11節 施設，設備の応急復旧活動</p> <p>(略)</p> <p>第12節 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(略)</p> <p>第13節 自発的支援の受入れ</p> <p>(略)</p> <p>1 ボランティアの受入れ</p> <p>(略)</p> <p>2 国民等からの義援物資，義援金の受入れ</p> <p>(1) 義援物資の受入れ</p> <p>被災地方公共団体は，関係機関等の協力を得ながら，国民，企業等からの義援物資について，受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し，その内容のリスト及び送り先を非常本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また，現地の需給状況を勘案し，同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の地方公共団体は，必要に応じ，義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに，被災地のニーズについて広報を行うものとする。</p> <p>(2) 義援金の受入れ</p> <p>(略)</p> <p>3 海外からの支援の受入れ</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第10節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動</p> <p>(略)</p> <p>第11節 施設，設備の応急復旧活動</p> <p>(略)</p> <p>第12節 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(略)</p> <p>第13節 自発的支援の受入れ</p> <p>(略)</p> <p>1 ボランティアの受入れ</p> <p>(略)</p> <p>2 国民等からの義援物資，義援金の受入れ</p> <p>(1) 義援物資の受入れ</p> <p>被災地方公共団体は，関係機関等の協力を得ながら，国民，企業等からの義援物資について，受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し，その内容のリスト及び送り先を非常本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また，現地の需給状況を勘案し，同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の地方公共団体は，必要に応じ，義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに，被災地のニーズについて広報を行うものとする。<u>国民，企業等は，義援物資を提供する場合には，被災地のニーズに応じた物資とするよう，また，品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 義援金の受入れ</p> <p>(略)</p> <p>3 海外からの支援の受入れ</p> <p>(略)</p>
<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>(略)</p> <p>第1節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>(略)</p> <p>第2節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>(略)</p> <p>第3節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援</p>	<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>(略)</p> <p>第1節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>(略)</p> <p>第2節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>(略)</p> <p>第3節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援</p>

第5編 雪害対策編

修正前	修正後(案)
(略)	(略)

第8編 鉄道災害対策編

修正前	修正後（案）
<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 鉄軌道交通の安全のための情報の充実</p> <p>第2節 鉄軌道の安全な運行の確保</p> <p>第3節 鉄軌道車両の安全性の確保</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>第5節 鉄軌道交通環境の整備</p> <p>第6節 鉄軌道の安全確保に関する研究等の推進</p> <p>第7節 再発防止対策の実施</p> <p>（略）</p> <p>国土交通省は，大規模な鉄道事故の発生後，類似の再発を防止するため，各鉄軌道事業者に事故情報の提供を行うとともに，定期的に関催される鉄道保安連絡会議の場を活用して事故情報の交換を行うことにより事故の再発防止に努めるものとする。</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 鉄道事故情報等の連絡</p> <p>（略）</p> <p>(2) 鉄道事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡</p> <p>（略）</p> <p>(3) 一般被害情報等の収集・連絡</p> <p>（略）</p> <p>(4) 応急対策活動情報の連絡</p> <p>鉄軌道事業者は，<u>運輸省</u>に<u>応急対策の活動状況</u>，<u>対策本部設置状況</u>等を連絡する。</p> <p>（略）</p> <p>2 通信手段の確保</p> <p>（略）</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第3節 救助・救急，医療及び消火活動</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p>	<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 鉄軌道交通の安全のための情報の充実</p> <p>第2節 鉄軌道の安全な運行の確保</p> <p>第3節 鉄軌道車両の安全性の確保</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>第5節 鉄軌道交通環境の整備</p> <p>第6節 鉄軌道の安全確保に関する研究等の推進</p> <p>第7節 再発防止対策の実施</p> <p>（略）</p> <p>国土交通省は，大規模な鉄道事故の発生後，類似の再発を防止するため，各鉄軌道事業者に事故情報の提供を行うとともに，定期的に関催される鉄道保安連絡会議の場を活用して事故情報の交換を行うことにより事故の再発防止に努めるものとする。</p> <p><u>国土交通省は，航空・鉄道事故調査委員会の勧告及び建議等を踏まえて，同種事故の再発防止のために，必要な安全対策の実施を図る。</u></p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 鉄道事故情報等の連絡</p> <p>（略）</p> <p>(2) 鉄道事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡</p> <p>（略）</p> <p>(3) 一般被害情報等の収集・連絡</p> <p>（略）</p> <p>(4) 応急対策活動情報の連絡</p> <p>鉄軌道事業者は，<u>国土交通省</u>に<u>応急対策の活動状況</u>，<u>対策本部設置状況</u>等を連絡する。</p> <p>（略）</p> <p>2 通信手段の確保</p> <p>（略）</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第3節 救助・救急，医療及び消火活動</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p>

第8編 鉄道災害対策編

修正前	修正後(案)
第5節 関係者等への的確な情報伝達活動 第3章 災害復旧	第5節 関係者等への的確な情報伝達活動 第3章 災害復旧

第14編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後(案)
<p>(略)</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害に強い国づくり, まちづくり (略)</p> <p>1 災害に強い国づくり (略)</p> <p>(1) 主要交通・通信機能強化 国, 公共機関及び地方公共団体は, 主要な鉄道, 道路, 港湾等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては, ネットワークの充実を含む災害に対する安全性の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 災害に強い国土の形成 (略)</p> <p>2 災害に強いまちづくり (略)</p> <p>第2節 事故災害の予防 (略)</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策, 災害復旧・復興への備え (略)</p> <p>1 災害発生直前対策関係 (略)</p> <p>2 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 通信手段の確保 (略)</p> <p>国, 地方公共団体等の災害時の情報通信手段については, 平常時よりその確保に努めるものとし, その運用・管理及び整備等に当たっては, 次の点を十分考慮すること。 (略)</p> <p>・内閣府は, 災害現地の情報が官邸(「内閣総理大臣官邸」をいう。以下同じ。)及び非常本部等(「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。)を含む防災関係機関に伝達されるよう中央防災無線網の整</p>	<p>(略)</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害に強い国づくり, まちづくり (略)</p> <p>1 災害に強い国づくり (略)</p> <p>(1) 主要交通・通信機能強化 国, 公共機関及び地方公共団体は, 主要な鉄道, 道路, 港湾, <u>空港</u>等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては, ネットワークの充実を含む災害に対する安全性の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 災害に強い国土の形成 (略)</p> <p>2 災害に強いまちづくり (略)</p> <p>第2節 事故災害の予防 (略)</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策, 災害復旧・復興への備え (略)</p> <p>1 災害発生直前対策関係 (略)</p> <p>2 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 通信手段の確保 (略)</p> <p>国, 地方公共団体等の災害時の情報通信手段については, 平常時よりその確保に努めるものとし, その運用・管理及び整備等に当たっては, 次の点を十分考慮すること。 (略)</p> <p>・内閣府は, <u>災害情報</u>が官邸(「内閣総理大臣官邸」をいう。以下同じ。)及び非常本部等(「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。)を含む防災関係機関に伝達されるよう中央防災無線網の整備・拡</p>

第 14 編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後（案）
<p>備・拡充等伝送路の確保に努めること。</p> <p>3 災害応急体制の整備関係</p> <p>(1) 職員の体制 （略）</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 （略）</p> <p>消防庁及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 都道府県等と自衛隊との連携体制 （略）</p> <p>(4) 防災中枢機能等の確保，充実 （略）</p> <p>4 災害の拡大防止関係 （略）</p> <p>5 救助・救急，医療及び消火活動関係</p> <p>国，地方公共団体及び医療機関等は，発災時における救助・救急・医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ，通信手段の確保を図るものとする。</p> <p>(1) 救助・救急活動関係 （略）</p> <p>国〔防衛庁，海上保安庁〕においても，救助用資機材の整備を推進するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 医療活動関係 （略）</p> <p>国は災害時の医療関係者の役割，トリアージ（治療の優先順位による患者</p>	<p>充等伝送路の確保に努めること。</p> <p>3 災害応急体制の整備関係</p> <p>(1) 職員の体制 （略）</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 （略）</p> <p>消防庁及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 都道府県等と自衛隊との連携体制 （略）</p> <p>(4) 防災中枢機能等の確保，充実 （略）</p> <p>4 災害の拡大防止関係 （略）</p> <p>5 救助・救急，医療及び消火活動関係</p> <p>国，地方公共団体及び医療機関等は，発災時における救助・救急・医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ，通信手段の確保を図るものとする。</p> <p><u>国，地方公共団体及び医療機関は，災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために，広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。</u></p> <p>(1) 救助・救急活動関係 （略）</p> <p>国〔防衛庁，海上保安庁〕においても，救助用資機材の整備を推進するものとする。</p> <p><u>消防庁及び地方公共団体は，大規模・特殊災害に対応するため，高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに，先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>(2) 医療活動関係 （略）</p> <p>国は災害時の医療関係者の役割，トリアージ（治療の優先順位による患者</p>

第 14 編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後（案）
<p>の振り分け）技術，災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研究や教育研修を推進するものとする。</p> <p>(3) 消火活動関係 （略）</p> <p>6 緊急輸送活動関係 （略） 道路管理者は，発災後の道路の障害物除去，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。 （略）</p> <p>7 避難収容活動関係 (1) 避難誘導 （略） 地方公共団体は，高齢者，障害者その他のいわゆる災害時要援護者を適切に避難誘導するため，地域住民，自主防災組織等の協力を得ながら，平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 避難場所 （略） 地方公共団体は，避難場所における貯水槽，井戸，仮設トイレ，マット，通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。さらに，地方公共団体は，テレビ，ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。 （略）</p> <p>(3) 応急仮設住宅 （略） 国及び地方公共団体は，応急仮設住宅の用地に関し，災害に対する安全性に配慮しつつ，建設可能な用地を把握するなど，あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。</p>	<p>の振り分け）技術，災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研究や教育研修を推進するものとする。</p> <p><u>国は，災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（DMAT）に参加する，医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。</u></p> <p>(3) 消火活動関係 （略）</p> <p>6 緊急輸送活動関係 （略） 道路管理者は，発災後の道路の障害物除去，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。 <u>国及び港湾管理者は，発災後の港湾の障害物除去，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。</u> （略）</p> <p>7 避難収容活動関係 (1) 避難誘導 （略） 地方公共団体は，高齢者，障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導するため，地域住民，自主防災組織等の協力を得ながら，平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 避難場所 （略） 地方公共団体は，避難場所における貯水槽，井戸，仮設トイレ，マット，通信機器等のほか，<u>高齢者，障害者，乳幼児，妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した</u>避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。さらに，地方公共団体は，テレビ，ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。 （略）</p> <p>(3) 応急仮設住宅等 （略） 国及び地方公共団体は，応急仮設住宅の用地に関し，災害に対する安全性に配慮しつつ，建設可能な用地を把握するなど，あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。 <u>地方公共団体は，災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め，災害時に迅速にあっせんできるように，あらかじめ</u></p>

第 14 編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後（案）
<p>8 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動関係 （略）</p> <p>9 施設，設備の応急復旧活動関係 （略）</p> <p>10 被災者等への的確な情報伝達活動関係 地方公共団体は，被災者等への情報伝達手段として，特に市町村防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに，有線系も含め，災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。 （略）</p> <p>11 二次災害の防止活動関係 （略）</p> <p>12 海外からの支援の受入れ活動関係 （略）</p> <p>13 防災関係機関の防災訓練の実施 (1) 国における防災訓練の実施 （略） (2) 地方における防災訓練の実施 地方公共団体及び公共機関等は，自衛隊，海上保安庁等国の機関とも協力し，また，自主防災組織，非常通信協議会，民間企業，ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を実施するものとする。 （略）</p> <p>(3) 事故災害における防災訓練の実施 （略）</p> <p>(4) 実践的な訓練の実施と事後評価 （略）</p> <p>14 災害復旧・復興への備え （略）</p> <p>第4節 国民の防災活動の促進</p> <p>1 防災思想の普及，徹底 （略）</p> <p>2 防災知識の普及，訓練 (1) 防災知識の普及</p>	<p><u>め体制を整備するものとする。</u></p> <p>8 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動関係 （略）</p> <p>9 施設，設備の応急復旧活動関係 （略）</p> <p>10 被災者等への的確な情報伝達活動関係 地方公共団体は，被災者等への情報伝達手段として，特に市町村防災行政無線等の無線系（<u>戸別受信機を含む。</u>）の整備を図るとともに，有線系や<u>携帯電話</u>も含め，災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。 （略）</p> <p>11 二次災害の防止活動関係 （略）</p> <p>12 海外からの支援の受入れ活動関係 （略）</p> <p>13 防災関係機関の防災訓練の実施 (1) 国における防災訓練の実施 （略） (2) 地方における防災訓練の実施 地方公共団体及び公共機関等は，自衛隊，海上保安庁等国の機関とも協力し，また，自主防災組織，非常通信協議会，民間企業，ボランティア団体及び<u>災害時要援護者を含めた</u>地域住民等とも連携した訓練を実施するものとする。 （略）</p> <p>(3) 事故災害における防災訓練の実施 （略）</p> <p>(4) 実践的な訓練の実施と事後評価 （略）</p> <p>14 災害復旧・復興への備え （略）</p> <p>第4節 国民の防災活動の促進</p> <p>1 防災思想の普及，徹底 （略）</p> <p>2 防災知識の普及，訓練 (1) 防災知識の普及</p>

第 14 編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後（案）
<p>(略)</p> <p>また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施，指導</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災知識の普及，訓練における災害時要援護者への配慮 防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児等災害時要援護者に十分配慮し，地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(1) 消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化</p> <p>(略)</p> <p>地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図るものとする。このため，組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどにより，これらの組織の日常化，訓練の実施を促進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>企業は，災害時の企業の果たす役割（従業員，顧客の安全，経済活動の維持，地域住民への貢献）を十分に認識し，各企業において災害時行動マニュアルの作成，防災体制の整備，防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>このため，国及び地方公共団体は，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，企業防災マニュアル作成等の促進策の検討，実施を図るものとする。また，地方公共団体は，企業を地域コミュニティの一員としてとらえ，地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ，防災に関するアドバイスを行うものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>教育機関においては，防災に関する教育の充実に努めるものとする。<u>また，国及び地方公共団体は，地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施，指導</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災知識の普及，訓練における災害時要援護者等への配慮 防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，<u>妊産婦</u>等災害時要援護者に十分配慮し，地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，<u>被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(1) 消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化</p> <p>(略)</p> <p>地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図るものとする。このため，組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどにより，これらの組織の日常化，訓練の実施を促進するものとする。<u>その際，女性の参画の促進に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>企業は，災害時の企業の果たす役割（<u>生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生</u>）を十分に認識し，各企業において<u>災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに</u>，防災体制の整備，防災訓練，<u>事業所の耐震化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し</u>等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>このため，国及び地方公共団体は，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，<u>企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進</u>を図るものとする。また，地方公共団体は，企業を地域コミュニティの一員としてとらえ，地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ，防災に関するアドバイスを行うものとする。</p>

第 14 編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後（案）
<p>第 5 節 災害及び防災に関する研究及び観測等の推進 （略）</p> <p>第 6 節 事故災害における再発防止対策の実施 （略）</p>	<p>第 5 節 災害及び防災に関する研究及び観測等の推進 （略）</p> <p>第 6 節 事故災害における再発防止対策の実施 （略）</p>
<p>第 2 章 災害応急対策 （略）</p> <p>第 1 節 災害発生直前の対策 （略）</p> <p>第 2 節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 （略）</p> <p>第 3 節 活動体制の確立 （略）</p> <p>第 4 節 災害の拡大防止活動 （略）</p> <p>第 5 節 救助・救急，医療及び消火活動 （略）</p> <p>1 救助・救急活動 （略）</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 被災地域内の医療機関による医療活動 （略）</p> <p>現地対策本部は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，救護班派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。</p> <p>(2) 被災地域外からの救護班の派遣 （略）</p> <p>国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社及び被災地域外の地方公共団体は，医師を確保し救護班を編成するとともに，必要に応じて，公的医療機関・民間医療機関からの救護班の派遣を要請するものとする。 （略）</p> <p>(3) 被災地域外での医療活動</p>	<p>第 2 章 災害応急対策 （略）</p> <p>第 1 節 災害発生直前の対策 （略）</p> <p>第 2 節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 （略）</p> <p>第 3 節 活動体制の確立 （略）</p> <p>第 4 節 災害の拡大防止活動 （略）</p> <p>第 5 節 救助・救急，医療及び消火活動 （略）</p> <p>1 救助・救急活動 （略）</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 被災地域内の医療機関による医療活動 （略）</p> <p>現地対策本部は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，救護班派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。 <u>国，地方公共団体及び医療機関は，災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し，応援の派遣等を行うものとする。</u></p> <p>(2) 被災地域外からの救護班の派遣 （略）</p> <p>国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社及び被災地域外の地方公共団体は，医師を確保し救護班・<u>災害派遣医療チーム（DMAT）</u>を編成するとともに，必要に応じて，公的医療機関・民間医療機関からの救護班・<u>災害派遣医療チーム（DMAT）</u>の派遣を要請するものとする。 （略）</p> <p>(3) 被災地域外での医療活動</p>

第 14 編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後（案）
<p>広域後方医療施設への傷病者の搬送について、緊急輸送関係省庁は、必要に応じ、又は広域後方医療関係機関若しくは地方公共団体からの要請に基づき、<u>輸送手段の優先的確保</u>など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>3 消火活動 （略）</p> <p>第 6 節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 （略）</p> <p>1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 （略）</p> <p>2 交通の確保 （略）</p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等 （略）</p> <p>(2) 道路交通規制等 （略）</p> <p>(3) 道路の応急復旧等 国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うとともに、被災地方公共団体等他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送<u>ルート</u>の確保を最優先に応急復旧等を実施すること。 （略）</p> <p>(4) 航路の障害物除去等 国土交通省は、開発保全航路について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、非常本部等に報告するとともに、障害物除去等に<u>努めるもの</u>とする。 （略）</p> <p>(5) 港湾及び漁港の応急復旧等 （略）</p> <p>(6) 海上交通の整理等 （略）</p> <p>(7) 飛行場等の応急復旧等 （略）</p> <p>(8) 航空管制等</p>	<p>広域後方医療施設への傷病者の搬送について、緊急輸送関係省庁は、必要に応じ、又は広域後方医療関係機関若しくは地方公共団体からの要請に基づき、<u>搬送</u>手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>3 消火活動 （略）</p> <p>第 6 節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 （略）</p> <p>1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 （略）</p> <p>2 交通の確保 （略）</p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等 （略）</p> <p>(2) 道路交通規制等 （略）</p> <p>(3) 道路の応急復旧等 国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うとともに、被災地方公共団体等他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送<u>道路</u>の確保を最優先に応急復旧<u>や代替路の設定</u>等を実施すること。 （略）</p> <p>(4) 航路の障害物除去等 国土交通省は、開発保全航路等について、<u>早急に被害状況を把握し</u>、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、非常本部等に報告するとともに、障害物除去、<u>避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うもの</u>とする。 （略）</p> <p>(5) 港湾及び漁港の応急復旧等 （略）</p> <p>(6) 海上交通の整理等 （略）</p> <p>(7) 飛行場等の応急復旧等 （略）</p> <p>(8) 航空管制等</p>

第 14 編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後（案）
<p>国土交通省は、情報収集、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させ、一般航空機の運航、着陸については極力制限する等災害時に即応した航空管制及び情報提供を行うものとする。</p> <p>(9) 鉄道交通の確保 （略）</p> <p>(10) 広域輸送拠点の確保</p> <p>3 緊急輸送 （略）</p> <p>4 燃料の確保 （略）</p> <p>第 7 節 避難収容活動 （略）</p> <p>1 避難誘導の実施 （略）</p> <p>2 避難場所</p> <p>(1) 避難場所の開設 地方公共団体は、発災時に必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設する。</p> <p>(2) 避難場所の運営管理 （略） 地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮するものとする。</p> <p>なお、地方公共団体は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>3 応急仮設住宅等 （略）</p>	<p>国土交通省は、情報収集、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させる。また、災害応急活動に従事する航空機以外の航空機に対して、必要な情報を提供し、航空機の安全運航の確保を図る等災害時に即応した航空管制及び情報提供を行うものとする。</p> <p>(9) 鉄道交通の確保 （略）</p> <p>(10) 広域輸送拠点の確保</p> <p>3 緊急輸送 （略）</p> <p>4 燃料の確保 （略）</p> <p>第 7 節 避難収容活動 （略）</p> <p>1 避難誘導の実施 （略）</p> <p>2 避難場所</p> <p>(1) 避難場所の開設 地方公共団体は、発災時に必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 避難場所の運営管理 （略） 地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。</p> <p>なお、地方公共団体は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、<u>公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん</u>等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>3 応急仮設住宅等 （略）</p>

第 14 編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後（案）
<p>4 災害時要援護者への配慮 避難誘導，避難場所での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者，障害者等災害時要援護者に十分配慮すること。特に高齢者，障害者の避難場所での健康状態の把握，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p>第 8 節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動 （略）</p> <p>第 9 節 保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動 （略）</p> <p>1 保健衛生 （略） 特に，高齢者，障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等への入所，ホームヘルパーの派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。 地方公共団体は，保健婦等による巡回健康相談等を実施するものとする。厚生労働省は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，保健婦等の派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。 （略）</p> <p>2 防疫活動 （略）</p> <p>3 遺体の処理等 （略）</p> <p>第 10 節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動 （略）</p> <p>第 11 節 施設，設備の応急復旧活動 （略）</p> <p>(1) 施設，設備の応急復旧活動 （略）</p> <p>(2) ライフライン施設に関する非常災害対策本部等の関与 （略）</p>	<p>4 災害時要援護者への配慮 避難誘導，避難場所での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者，障害者，<u>乳幼児</u>，<u>妊産婦</u>等災害時要援護者に十分配慮すること。特に避難場所での健康状態の把握，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p>第 8 節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動 （略）</p> <p>第 9 節 保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動 （略）</p> <p>1 保健衛生 （略） 特に，高齢者，障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等への入所，<u>介護職員等</u>の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。 地方公共団体は，<u>保健師</u>等による巡回健康相談等を実施するものとする。厚生労働省は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，<u>保健師</u>等の派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。 （略）</p> <p>2 防疫活動 （略）</p> <p>3 遺体の処理等 （略）</p> <p>第 10 節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動 （略）</p> <p>第 11 節 施設，設備等の応急復旧活動 （略）</p> <p>(1) 施設，設備の応急復旧活動 （略）</p> <p>(2) ライフライン施設に関する非常災害対策本部等の関与 （略）</p> <p><u>(3) 住宅の応急復旧活動</u> <u>地方公共団体は，必要に応じて，住宅事業者の団体と連携して，被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するも</u></p>

第 14 編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後（案）
<p>第 1 2 節 被災者等への的確な情報伝達活動 （略）</p> <p>第 1 3 節 二次災害の防止活動 （略）</p> <p>第 1 4 節 自発的支援の受入れ （略）</p> <p>1 ボランティアの受入れ （略）</p> <p>2 国民等からの義援物資，義援金の受入れ</p> <p>(1) 義援物資の受入れ 被災地方公共団体は，関係機関等の協力を得ながら，国民，企業等からの義援物資について，受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し，その内容のリスト及び送り先を非常本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また，現地の需給状況を勘案し，同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の地方公共団体は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに，被災地のニーズについて広報を行うものとする。</p> <p>(2) 義援金の受入れ （略）</p> <p>3 海外からの支援の受入れ （略）</p>	<p><u>のとする。</u></p> <p>第 1 2 節 被災者等への的確な情報伝達活動 （略）</p> <p>第 1 3 節 二次災害の防止活動 （略）</p> <p>第 1 4 節 自発的支援の受入れ （略）</p> <p>1 ボランティアの受入れ （略）</p> <p>2 国民等からの義援物資，義援金の受入れ</p> <p>(1) 義援物資の受入れ 被災地方公共団体は，関係機関等の協力を得ながら，国民，企業等からの義援物資について，受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し，その内容のリスト及び送り先を非常本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また，現地の需給状況を勘案し，同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の地方公共団体は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに，被災地のニーズについて広報を行うものとする。<u>国民，企業等は，義援物資を提供する場合には，被災地のニーズに応じた物資とするよう，また，品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 義援金の受入れ （略）</p> <p>3 海外からの支援の受入れ （略）</p>

第 14 編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後（案）
<p>第 3 章 災害復旧・復興</p> <p>（略）</p> <p>第 1 節 地域の復旧・復興の基本方向の決定</p> <p>（略）</p> <p>第 2 節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>（略）</p> <p>第 3 節 計画的復興の進め方</p> <p>（略）</p> <p>第 4 節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>（略）</p> <p>第 5 節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援</p> <p>（略）</p>	<p>第 3 章 災害復旧・復興</p> <p>（略）</p> <p>第 1 節 地域の復旧・復興の基本方向の決定</p> <p>（略）</p> <p>第 2 節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>（略）</p> <p>第 3 節 計画的復興の進め方</p> <p>（略）</p> <p>第 4 節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>（略）</p> <p>第 5 節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援</p> <p>（略）</p>

第 15 編 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

修正前	修正後（案）
<p>第 1 章 災害予防に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国土保全施設の整備に関する事項 2 既存ライフライン・公共施設の災害に対する安全性の確保に関する事項 3 緊急輸送の確保に関する事項 4 防災上必要な教育に関する事項 5 防災上必要な訓練（図上訓練，指導者演習を含む。）に関する事項 6 災害安全運動に自然災害時対策を採用することに関する事項 7 災害備蓄制度の運用に関する事項 8 地方公共団体の災害対策基金等の管理に関する事項 9 気象業務に関する施設の整備等に関する事項 10 水防，消防及び救助に関する施設及び設備の整備に関する事項 11 都市の防災構造化に関する事項 12 災害時において危険な区域に関する事項 13 水害に対する警戒避難体制の整備等に関する事項 14 浸水想定区域の指定に関する事項 浸水想定区域の指定があった場合，浸水想定区域ごとの，洪水予報の伝達方法（地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下施設がある場合，当該施設利用者への伝達方法を含む。），避難場所，その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項，及びこれらの公表周知方法。 また，このことについて，市町村防災会議の協議会が設置されている場合には，浸水想定区域の指定に関する事項について同協議会が市町村相互間地域防災計画において定める。 15 土砂災害危険箇所における警戒避難体制の整備等に関する事項 16 土砂災害警戒区域の指定に関する事項 17 高潮対策に関する事項 	<p>第 1 章 災害予防に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国土保全施設の整備に関する事項 2 既存ライフライン・公共施設の災害に対する安全性の確保に関する事項 3 緊急輸送の確保に関する事項 4 防災上必要な教育に関する事項 5 防災上必要な訓練（図上訓練，指導者演習を含む。）に関する事項 6 災害安全運動に自然災害時対策を採用することに関する事項 7 災害備蓄制度の運用に関する事項 8 地方公共団体の災害対策基金等の管理に関する事項 9 気象業務に関する施設の整備等に関する事項 10 水防，消防及び救助に関する施設及び設備の整備に関する事項 11 都市の防災構造化に関する事項 12 災害時において危険な区域に関する事項 13 水害に対する警戒避難体制の整備等に関する事項 14 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保に関する事項 浸水想定区域の指定があった場合，浸水想定区域ごとの，洪水予報等の伝達方法（地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合，当該施設利用者への伝達方法を含む。），避難場所，その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項，浸水想定区域内に地下街等又は主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地並びにこれらの公表周知方法。 また，このことについて，市町村防災会議の協議会が設置されている場合には，浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保に関する事項について同協議会が市町村相互間地域防災計画において定める。 15 土砂災害危険箇所における警戒避難体制の整備等に関する事項 16 土砂災害警戒区域の指定に関する事項 17 高潮対策に関する事項 18 集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する事項 避難準備情報，避難勧告，避難指示の判断基準，伝達方法，災害時要援護者の情報の共有や避難支援等に関する計画

第 15 編 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

修正前	修正後（案）
<p>18 学校、病院、工場、事業場、百貨店、旅館、地下街、高層建築物等の災害 予防措置に関する事項</p> <p>19 一般建築物等の安全性に対する指導に関する事項</p> <p>20 文化財の災害予防措置に関する事項</p> <p>21 防災営農体制の確立に関する事項</p> <p>22 豪雪害の予防に関する事項</p> <p>23 海上災害の予防に関する事項</p> <p>24 航空災害の予防に関する事項</p> <p>25 鉄道災害の予防に関する事項</p> <p>26 道路災害の予防に関する事項</p> <p>27 原子力災害の予防に関する事項</p> <p>28 漏電、爆発事故の防止に関する事項</p> <p>29 石油コンビナート等特別防災区域等における災害の予防に関する事項</p> <p>30 石油等危険物の大量流出及び有害物質の漏洩による災害の予防に関する 事項</p> <p>31 大規模な火事災害の予防に関する事項</p> <p>32 林野火災の予防に関する事項</p> <p>33 被害情報の収集・連絡、防災情報の共有化等に関する事項</p> <p>34 他機関との相互応援に関する事項</p>	<p>19 学校、病院、工場、事業場、百貨店、旅館、地下街、高層建築物等の災害 予防措置に関する事項</p> <p>20 一般建築物等の安全性に対する指導に関する事項</p> <p>21 文化財の災害予防措置に関する事項</p> <p>22 防災営農体制の確立に関する事項</p> <p>23 豪雪害の予防に関する事項</p> <p>24 海上災害の予防に関する事項</p> <p>25 航空災害の予防に関する事項</p> <p>26 鉄道災害の予防に関する事項</p> <p>27 道路災害の予防に関する事項</p> <p>28 原子力災害の予防に関する事項</p> <p>29 漏電、爆発事故の防止に関する事項</p> <p>30 石油コンビナート等特別防災区域等における災害の予防に関する事項</p> <p>31 石油等危険物の大量流出及び有害物質の漏洩による災害の予防に関する 事項</p> <p>32 大規模な火事災害の予防に関する事項</p> <p>33 林野火災の予防に関する事項</p> <p>34 被害情報の収集・連絡、防災情報の共有化等に関する事項</p> <p>35 他機関との相互応援に関する事項</p>
<p>第 2 章 災害応急対策に関する事項</p>	<p>第 2 章 災害応急対策に関する事項</p>
<p>1 災害に対する予報及び警報の伝達並びに警告の方法に関する事項</p> <p>2 災害時における防災関係職員の参集体制に関する事項</p> <p>3 災害時における災害に関する情報等の収集及び防災情報の共有化に関す る事項</p> <p>4 災害時における広報宣伝に関する事項</p> <p>5 避難（小、中学校の児童、生徒等の集団避難を含む。）に関する事項</p> <p>6 水防活動、消防活動、救助活動及び医療活動に関する事項</p> <p>7 災害対策用機材、建設機材の現況の把握及びその緊急使用に関する事項</p> <p>8 技術者の現況の把握及びその従事命令に関する事項</p> <p>9 災害時における食料その他の生活必需品及び復旧資材の需給計画に関す る事項</p> <p>10 災害時における動物の管理（衛生を含む。）及び飼料の需給計画に関する 事項</p> <p>被災動物の集中管理場の確保、動物伝染病予防上必要な措置並びに飼料の調</p>	<p>1 災害に対する予報及び警報の伝達並びに警告の方法に関する事項</p> <p>2 災害時における防災関係職員の参集体制に関する事項</p> <p>3 災害時における災害に関する情報等の収集及び防災情報の共有化に関す る事項</p> <p>4 災害時における広報宣伝に関する事項</p> <p>5 避難（小、中学校の児童、生徒等の集団避難を含む。）に関する事項</p> <p>6 水防活動、消防活動、救助活動及び医療活動に関する事項</p> <p>7 災害対策用機材、建設機材の現況の把握及びその緊急使用に関する事項</p> <p>8 技術者の現況の把握及びその従事命令に関する事項</p> <p>9 災害時における食料その他の生活必需品及び復旧資材の需給計画に関す る事項</p> <p>10 災害時における動物の管理（衛生を含む。）及び飼料の需給計画に関する 事項</p> <p>被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養、</p>

第 15 編 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

修正前	修正後（案）
<p>達及び配分の方法に関する計画</p>	<p>危険動物の逸走対策，動物伝染病予防上必要な措置並びに飼料の調達及び配分の方法に関する計画</p>
<p>11 災害時における幼児，児童，生徒及び学生の応急の教育に関する事項 12 災害時における遺体の処理に関する事項 13 災害時における廃棄物処理，防疫その他の保健衛生に関する事項 14 災害時における病虫害防除に関する事項 15 災害時における通信計画に関する事項 16 災害時におけるライフライン施設，公共施設の応急復旧計画に関する事項 17 災害時における交通輸送計画に関する事項 18 災害時における危険物の保安に関する事項 19 災害時における有害物質の漏洩の防止に関する事項 20 災害時における犯罪の予防，交通の規制その他社会秩序の維持に関する事項 21 災害時における自衛隊の災害派遣の効率化に関する事項 22 災害時における広域応援受入れ体制の整備に関する事項 23 海上及び航空災害における捜索に関する事項 24 原子力災害に関する事項 25 石油等危険物の大量流出による防除に関する事項 26 災害時における応急工事に関する事項 27 二次災害の防止に関する事項 28 ダム，せき，水門等の管理に関する事項 29 被災者等に対する相談機能の充実にに関する事項 30 災害時における高齢者，障害者等の福祉の確保に関する事項 31 災害時におけるボランティアの受入れに関する事項 32 義援物資，義援金の受入れに関する事項</p>	<p>11 災害時における幼児，児童，生徒及び学生の応急の教育に関する事項 12 災害時における遺体の処理に関する事項 13 災害時における廃棄物処理，防疫その他の保健衛生に関する事項 14 災害時における病虫害防除に関する事項 15 災害時における通信計画に関する事項 16 災害時におけるライフライン施設，公共施設の応急復旧計画に関する事項 17 災害時における交通輸送計画に関する事項 18 災害時における危険物の保安に関する事項 19 災害時における有害物質の漏洩の防止に関する事項 20 災害時における犯罪の予防，交通の規制その他社会秩序の維持に関する事項 21 災害時における自衛隊の災害派遣の効率化に関する事項 22 災害時における広域応援受入れ体制の整備に関する事項 23 海上及び航空災害における捜索に関する事項 24 原子力災害に関する事項 25 石油等危険物の大量流出による防除に関する事項 26 災害時における応急工事に関する事項 27 二次災害の防止に関する事項 28 ダム，せき，水門等の管理に関する事項 29 被災者等に対する相談機能の充実にに関する事項 30 災害時における高齢者，障害者等の福祉の確保に関する事項 31 災害時におけるボランティアの受入れに関する事項 32 義援物資，義援金の受入れに関する事項</p>
<p>第 3 章 災害復旧・復興に関する事項</p>	<p>第 3 章 災害復旧・復興に関する事項</p>
<p>1 災害復旧・復興の実施の基本方針に関する事項 2 災害復旧・復興上必要な金融その他の資金計画に関する事項 3 借地借家制度の特例の適用に関する事項 4 被災中小企業の振興その他経済復興の支援に関する事項 5 被災者の生活確保，生活再建等への支援に関する事項</p>	<p>1 災害復旧・復興の実施の基本方針に関する事項 2 災害復旧・復興上必要な金融その他の資金計画に関する事項 3 借地借家制度の特例の適用に関する事項 4 被災中小企業の振興その他経済復興の支援に関する事項 5 被災者の生活確保，生活再建等への支援に関する事項</p>